



垂水市いのち支える自殺対策計画

Supporting life

誰も自殺に追い込まれること
のないまちづくりを目指して。

鹿児島県垂水市
令和2年3月

はじめに

市民の皆様におかれましては、日頃から市政運営に関しまして、ご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成10年以降、我が国の自殺者数は急増し、年間3万人を超える状態が続いておりました。これを受けて、平成18年10月に「自殺対策基本法」が施行、また平成19年6月には「自殺総合対策大綱」が策定され、「個人の問題」と認識されがちであった自殺は「社会の問題」と認識されるようになりました。

これらによって自殺対策が総合的に推進された結果、平成22年には自殺者数が3万人を切り、それ以降は減少傾向にあります。しかしながら、他の先進国と比較した場合、自殺死亡率は高い水準にあり、依然として深刻な状況が続いております。

本市における自殺者数の状況は、平成22年度をピークに平成27年度までは減少傾向にあります、直近5年間で平均3.6人の方が自ら命を絶っております。

このような中、平成28年4月に改正自殺対策基本法が施行されたことに伴い、全ての自治体に自殺対策計画の策定が義務付けられたことを機に、本市では、『垂水市いのち支える自殺対策計画』を策定いたしました。

本計画では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指して、本市における自殺対策の取り組みを全庁的に展開し、総合的に推進することとしています。

今後は、本計画に基づき、市民の皆様と一体となった取り組みを展開するとともに、国や県をはじめとする関係機関との連携強化に努めてまいりたいと考えております。市民の皆様及び関係者各位におかれましては、より一層のご理解とご協力の程お願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、パブリックコメントにより貴重なご意見をいただきました市民の皆様及びお力添えをいただきました、「垂水市いのち支える自殺対策ネットワーク会議」の皆様並びに関係各位に心から感謝を申し上げます。

令和2年3月

垂水市長 尾脇 雅弥



目次

CONTENTS

P03 第1章

自殺の背景・基本認識等

- P03 1 自殺の背景と基本認識
- P05 2 世界共通の認識と自殺対策の本質
- P06 3 自殺対策における
2つの指標と2つの統計

P07 第2章

計画策定の趣旨・目標等

- P07 1 垂水市の自殺対策計画の概要

P09 第3章

本市における自殺の現況

- P09 1 自殺者数と自殺死亡率の推移
- P10 2 5年間における性別・年代別の
自殺者数と自殺死亡率
- P11 3 5年間における同居人の有無別・
性別・年齢階級別の自殺者数と
自殺死亡率
- P12 4 5年間における仕事の有無別・
性別・年齢階級別の自殺者数と
自殺死亡率
- P13 5 5年間における本市の特徴

P14 第4章 自殺対策の推進体制

- P14 垂水市いのち支える自殺対策推進本部
- P14 垂水市いのち支える自殺対策ネット
ワーク会議

P15 第5章 自殺対策の基本方針

- P15 1 生きることの包括的な支援として
推進

※第5章 自殺対策の基本方針（続き）

- P15 2 関連施策との有機的な連携による
総合的な対策の展開
- P16 3 対応の段階に応じたレベルごとの
対策の効果的な連動
- P16 4 実践と啓発を両輪として推進
- P16 5 関係者の役割の明確化と
関係者による連携・協働の推進

P17 第6章 基本施策

- P17 1 地域におけるネットワークの強化
- P18 2 自殺対策を支える人材の育成
- P19 3 住民への啓発と周知
- P19 4 生きることの促進要因への支援
- P20 5 児童生徒のSOSの出し方に
関する教育

P21 第7章 重点施策

- P21 1 高齢者に対する取組
- P22 2 生活困窮者に対する取組
- P23 3 被雇用者・勤め人に対する取組
- P23 4 子ども・若者に対する取組
- P24 5 ハイリスク者（自殺未遂者等）に
対する取組

P25 資料編 自殺対策関連資料

- P25 1 自殺対策基本法（抜粋）
- P27 2 垂水市いのち支える自殺対策推進
本部設置要綱
- P28 3 垂水市いのち支える自殺対策
ネットワーク会議設置要綱
- P31 4 生きることの包括的支援事業一覧

第1章

自殺の背景・基本認識等

Background

1 自殺の背景と基本認識 補足1

POINT ① / 自殺の基本認識

自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

POINT ② / 自殺の背景

- ◎自殺は、精神保健上の問題だけではない。
- ◎自殺は、多様かつ複合的な原因・背景があり、様々な要因が連鎖する中で起きている。

自殺は、「**その多くが追い込まれた末の死である**」と言えます。

その背景には、**精神保健上の問題だけでなく**、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。**自殺の多くは、多様かつ複合的な原因及び背景があり、様々な要因が連鎖する中で起きています。** 補足2

自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要があります。自殺に至る心理としては、様々な悩みが原因で心理的に追い詰められ、自殺以外の選択肢が考えられない状態に陥ったり、社会とのつながりの減少や生きていても役に立たないという役割喪失感から、また、与えられた役割の大きさに対する過剰な負担感から、**危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程** 補足3 と見ることができるからです。

自殺行動に至った人の直前の心の健康状態を見ると、大多数は、様々な悩みにより心理的に追い詰められた結果、抑うつ状態にあったり、うつ病、アルコール依存症等の精神疾患を発症していたりと、これらの影響により正常な判断を行うことができない状態となっていることが明らかになっています。

このように、個人の自由な意思や選択の結果ではなく、自殺は、「**その多くが追い込まれた末の死**」ということができ、自殺に追い込まれるという危機は、「**誰にでも起こり得る危機**」と言えます。

補足1

出典元

自殺対策大綱（P1）「第1 自殺総合対策の基本理念」
「第2 自殺の現状と自殺総合対策における基本認識」

自殺総合対策大綱

自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針。→ P7 参照

補足2

出典元

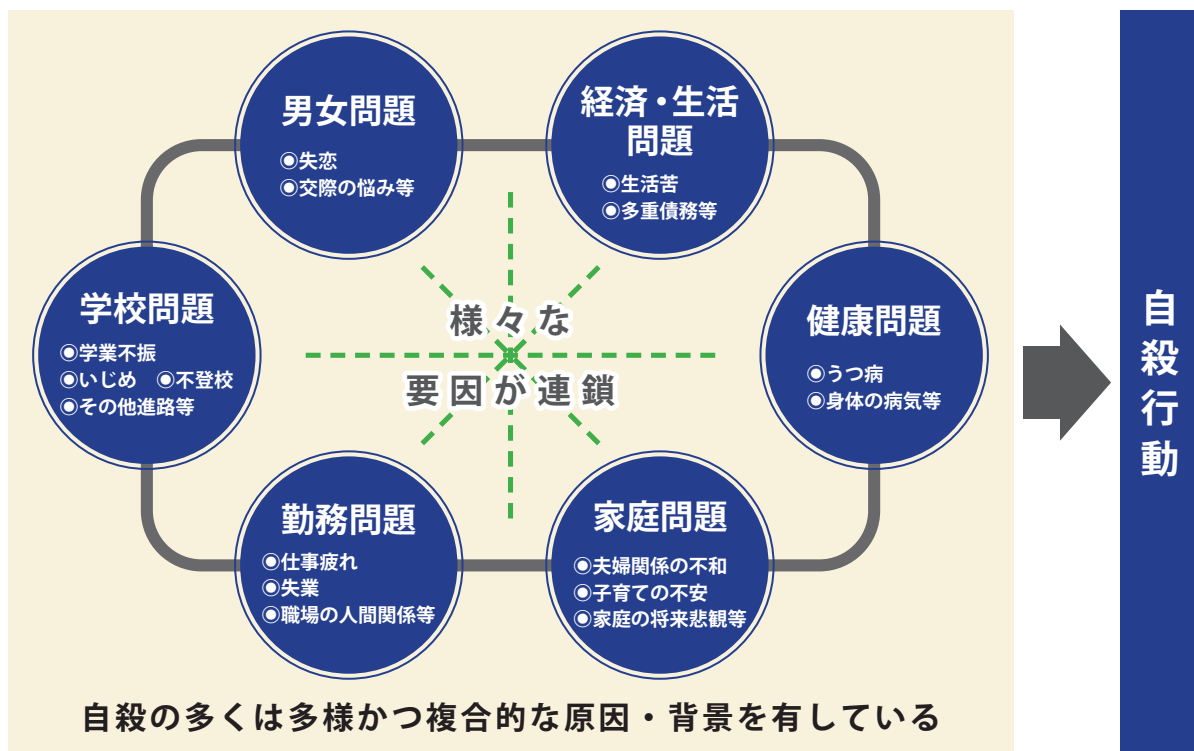
厚生労働省「自殺の統計 各年の状況／平成30年中における自殺の状況（平成31年3月28日）第1章平成30年中における自殺の概況 P8」より引用。

補足3 自殺の背景や危機要因をイメージする図

自殺対策の推進には、自殺の背景や原因、危機的な状態にまで追い込まれてしまう過程などの理解を深めることが大切です。ここでは、左ページの記載内容を2つのイメージ図でご紹介します。

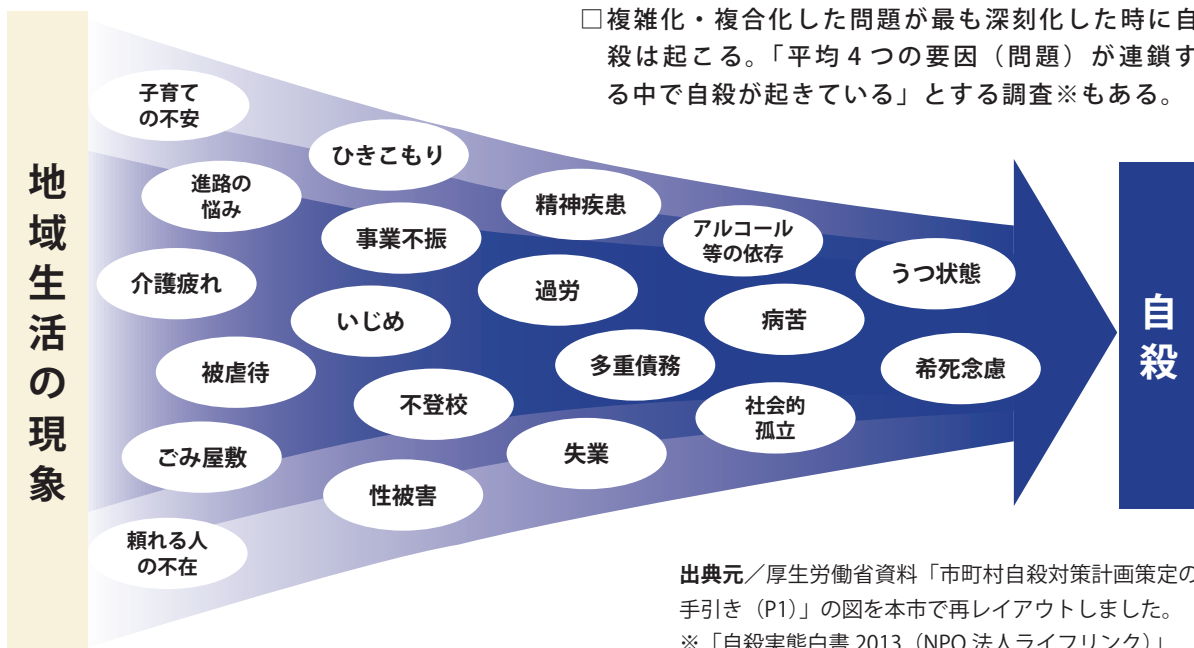
◆図1 / 自殺原因・背景のイメージ

出典元／厚生労働省資料「自殺の統計各年の状況／平成30年中における自殺の状況」第1章平成30年中における自殺の概況（P8）図を参考に本市で再レイアウトしました。



◆図2 / 自殺の危機要因イメージ

- 社会が多様化する中で、地域生活の現場で起こる問題は複雑化・複合化している。
- 複雑化・複合化した問題が最も深刻化した時に自殺は起こる。「平均4つの要因（問題）が連鎖する中で自殺が起きている」とする調査※もある。



出典元／厚生労働省資料「市町村自殺対策計画策定の手引き（P1）」の図を本市で再レイアウトしました。
 ※「自殺実態白書 2013（NPO 法人ライフリンク）」

2 世界共通の認識と自殺対策の本質 補足4

POINT ① / 自殺に対する世界共通の認識

◎自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題

POINT ② / 自殺対策の本質

◎自殺対策の本質＝生きることの包括的な支援にある

POINT ③ / 自殺対策の方向性（阻害要因と促進要因）

◎生きることの阻害要因 減 } 社会全体の自殺リスク 減
 ◎生きることの促進要因 増

世界保健機関が「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」であると明言しているように、自殺は社会の努力で避けることのできる死であるというのが、世界の共通認識となっています。

自殺の背景・原因となる様々な要因のうち、失業、倒産、多重債務、長時間労働等の社会的要因は、制度、慣行の見直しや相談・支援体制の整備という社会的な取組により解決が可能です。また、健康問題や家庭問題等一見個人の問題と思われる要因であっても、専門家への相談やうつ病等の治療について社会的な支援の手を差し伸べることにより解決できる場合もあります。

自殺はその多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことのできる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開する必要があります。

「生きることの阻害要因」となる失業や多重債務、生活苦等を同じように抱えていても、全ての人や社会の自殺リスクが同様に高まるわけではありません。「生きることの促進要因」となる自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等と比較して、阻害要因が上回れば自殺リスクは高くなり、促進要因が上回れば自殺リスクは高まりません。

そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行うことで、社会全体の自殺リスクを低下させ、生きることの包括的な支援として推進する必要があります。

補足4

出典元

①自殺対策基本法第2条
「基本理念」→P25 参照

②自殺総合対策大綱（P3）
「第3自殺総合対策の基本方針－1 生きることの包括的な支援として推進する。」

3 自殺対策における2つの指標と2つの統計 補足5

自殺対策の主な指標は、「**自殺者数**」と「**自殺死亡率**（人口10万人当たりの自殺による死亡数）」の2つがあります。また「自殺者数」と「自殺死亡率」には、それぞれ「**人口動態統計**」と「**自殺統計**」の2つがあり、それぞれ違いがあります。

本計画書では、「人口動態統計」と「自殺統計（自殺日・住居地）」の両方を使用しています。

補足5

出典・参考元

厚生労働省ホームページ
「自殺統計と人口動態統計の違い」

鹿児島県自殺対策計画 (P9)
「人口動態統計と自殺統計の違い」

POINT ① / 2つの指標

- **自殺者数**
- **自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺による死亡数）**

【例】平成27年における我が国の自殺死亡率を算出する場合、平成27年の「人口」と「自殺者数」より、算出することができます。

計算式

$$\text{自殺死亡率 (C)} = \frac{\text{地域の自殺者数 (B)}}{\text{人口 (A)}} \times 10 \text{ 万}$$

- A：人口【人口動態統計（人口推計／平成27年10月1日）】・・・125,362,000人
- B：自殺者数【人口動態統計に基づく自殺者数】・・・23,152人
- C：自殺死亡率【人口動態統計に基づく自殺死亡率】・・・18.46 →（小数点第二四捨五入）→ **18.5**

POINT ② / 2つの統計

- **人口動態統計**
- **自殺統計**

人口動態統計と自殺統計の違い

統計名	調査対象	事務手続き等
人口動態統計 (厚生労働省)	日本における日本人	「人口動態統計」は、死亡診断書等により、「住所地」に計上されます。また、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明のときは原因不明の死亡等で処理しており、後日原因が判明し、死亡診断書等の作成者から自殺の旨訂正報告があった場合には、遡って自殺に計上しています。
自殺統計 (警察庁の自殺統計原票を厚生労働省で集計した結果)	総人口 (日本における外国人も含む)	警察庁では、捜査等により、自殺であると判明した時点で、「自殺統計原票」を作成し、「発見地」に計上されます。その後、厚生労働省にて、警察庁より提供された自殺統計原票データに基づき集計し、「自殺日・住居地別」「自殺日・発見地別」「発見日・住居地別」「発見日・発見地別」の自殺者数等の統計が公表されています。

第2章

計画策定の趣旨・目標等

Purport

1 垂水市の自殺対策計画の概要

(1) 計画策定の背景と策定根拠

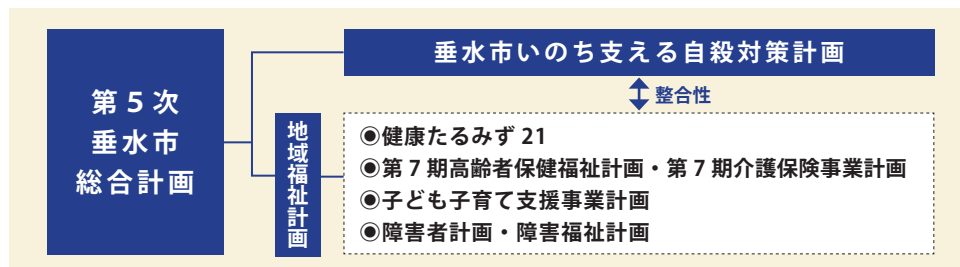
我が国の自殺対策は、平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、自殺者数の年次推移は減少傾向にあります。しかし、我が国の自殺死亡率^{補足1}は、**主要先進7か国の中で最も高く**^{補足2}、自殺者数の累計は**毎年2万人**を超える水準で積み上がっているなど、非常事態はいまだ続いていると言えます。

そうした中、自殺対策を更に総合的かつ効果的に推進するため、平成28年に**自殺対策基本法**^{補足3}が改正され、**自殺対策の本質が「生きることの包括的な支援」**であること等を基本理念に明記され、誰もが自殺対策に関する必要な支援を受けられるよう、**自治体において、「自殺対策計画」を策定**^{補足4}することとされるとともに、平成29年7月には、**新たな自殺総合対策大綱**^{補足5}が閣議決定されました。

(2) 計画名称・位置付け

本市の自殺対策計画の名称は、「**垂水市いのち支える自殺対策計画**（以下、「本計画」と言う。）」とし、自殺対策の本質である**生きることへの包括的な支援を「いのち支える」**と表現することで、計画の趣旨等を広めたいと考えるものです。

本計画は、市の行政運営を総合的かつ計画的に進めるための最上位計画である「第五次垂水市総合計画」のまちのづくり目標「3安全・安心・健康福祉／安心していきいきと暮らせるまち」に位置付けるとともに、本市関連計画との整合性を図ります。



(3) 基本理念

本計画の基本理念は、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、自殺総合対策大綱及び鹿児島県自殺対策計画（以下、「県計画」と言う。）と同様に、「**誰も自殺に追い込まれることのない垂水市**」とします。

補足1

自殺死亡率

人口10万人当たりの自殺による死亡数→P6参照

補足2

主要先進7か国の自殺死亡率

日本・・・18.5 (2015)
 フランス・・・15.1 (2013)
 米国・・・13.4 (2014)
 ドイツ・・・12.6 (2014)
 カナダ・・・11.3 (2012)
 英国・・・7.5 (2013)
 イタリア・・・7.2 (2012)

出典／自殺総合対策大綱 P40

補足3 補足4

自殺対策基本法 第13条第2項

「市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画を定めるものとする。」P25参照

◎厚生労働省ホームページ上の自殺対策基本法 PDF



補足5

自殺総合対策大綱

政府が推進すべき自殺対策の指針。平成19年に初策定され、自殺対策基本法の改正に伴い、平成29年7月に新たな大綱が閣議決定されました。

◎厚生労働省ホームページ上の自殺対策大綱 PDF



(4) 計画の実施期間

本計画実施期間は、自殺総合対策大綱及び県計画を勘案し、「おおむね5年」とし「**令和2年度～令和6年度**」とします。ただし、国・県の動きや、本市の自殺実態等を踏まえ、必要に応じて見直しを行えるものとします。

(5) 計画の目標値

「誰も自殺に追い込まれることのない垂水市」の実現を推進するためには、具体的な数値目標等を定め、取組の成果と合わせて検証を行っていく必要があります。本計画の目標値は、自殺総合対策大綱及び県計画を勘案し、計画期間の最終年となる令和6年までに「**自殺者数・自殺死亡率ゼロ**」補足6を目指すものとします。

POINT ① / 計画名称

垂水市いのち支える自殺対策計画

POINT ② / 基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない垂水市

POINT ③ / 計画実施期間

令和2年度～令和6年度

POINT ④ / 目標値

自殺者数・自殺死亡率ゼロを目指す

目標値に関する参考データ 補足6

①国の目標値（自殺総合対策大綱における目標値） ●出典元／自殺総合対策大綱「第5自殺対策の数値目標」

自殺総合対策大綱では、先進諸国の水準まで減少させることを目指すとし、「自殺死亡率」を**令和8年(2026)までに、平成27年(2015)と比べて30%以上減少**させることを目標として定めています。

②鹿児島県の目標値（県計画における目標値） ●出典元／県計画「4計画の数値目標」(P2)

県計画では、「自殺死亡率」を計画期間の最終年となる**令和5年(2023)までに平成27年(2015)と比べて21%以上減少**させ、国が定める目標値達成年となる**令和8年(2026)までに平成27年(2015)と比べて30%以上減少**させることを目標として定めています。

③本市の目標値

本市においては、基本理念に基づき、より分かりやすい計画とするため、計画期間の最終年となる**令和6年(2024)までに「自殺者数・自殺死亡率ゼロ」と**しました。

人口動態統計		基準値	目標値		
		平成27年	令和5年	令和6年	令和8年
垂水市	自殺者数	1人		0人	0人
	自殺死亡率	6.4		0.0	0.0
国	自殺者数	23,152人			16,000人以下
	自殺死亡率	18.5	30%減		13.0以下
鹿児島県	自殺死亡率	19.0	21%減	14.9以下	30%減
					13.3以下

第3章

本市における自殺の現況 Present Situation

1 自殺者数と自殺死亡率の推移

本市の自殺者数は、平成22年から平成27年においては、**人口動態統計と自殺統計** **補足1** ともに、**11人をピークに減少傾向**にあります **図3**。また、自殺統計において、平成25年から平成29年の5年間をしてみると、**自殺者数合計は18人（男性15人・女性3人）、平均自殺者数は3.6人、平均自殺死亡率は22**となっており、平均自殺死亡率は、全国・鹿児島県より高い数値を示しています。 **図4**

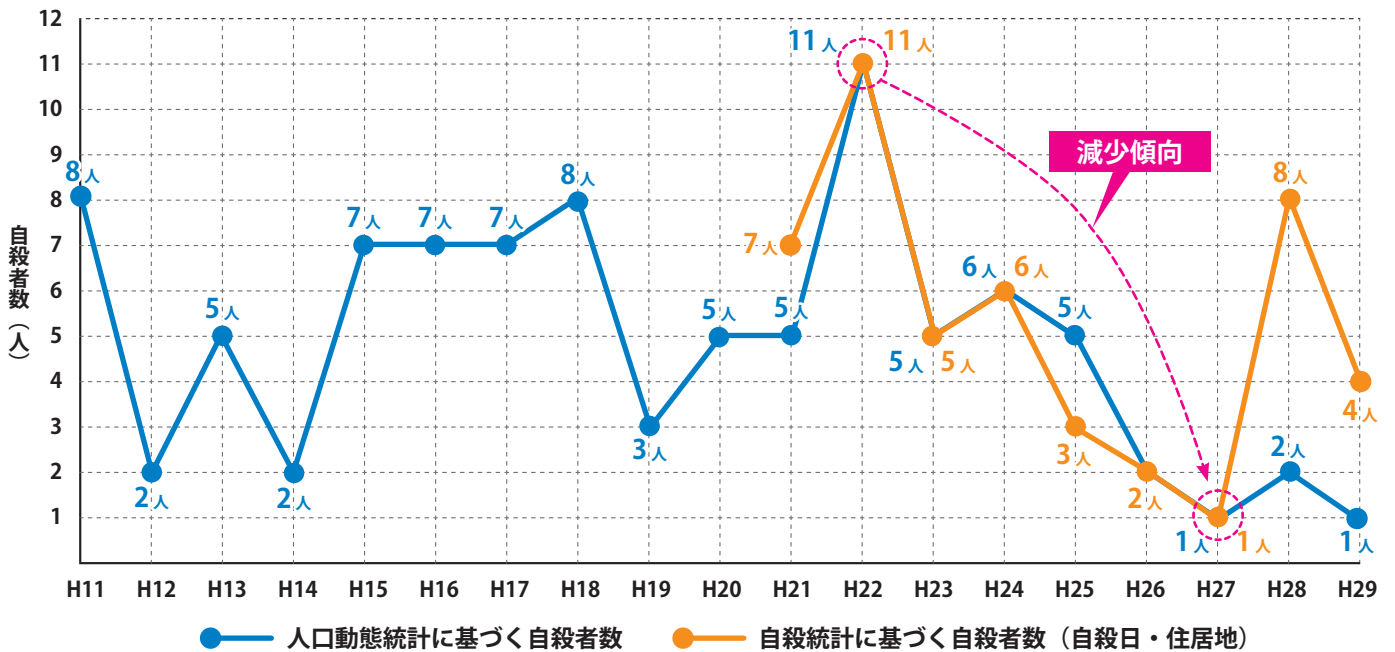
補足1

人口動態統計

自殺統計 → P6 参照

◆図3 / 本市の自殺者数の推移

◎出典 / 地域自殺実態プロフィール（2018更新）「長期的な推移（P4）」・「付表6 長期推移（P15）」



◆図4 / 全国・県・本市における5年間（平成25年～平成29年）の自殺統計（自殺日・住居地）の推移・平均値

◎出典 / 地域自殺実態プロフィール（2018更新）
全国・県・垂水市「全般的な状況（P3）」

区分	自殺統計	H25	H26	H27	H28	H29	合計	平均
全国	自殺者数 (人)	27,041	25,218	23,806	21,703	21,127	118,895	23,779
	自殺死亡率	21.1	19.6	18.6	16.9	16.5		18.5
鹿児島県	自殺者数 (人)	403	371	336	289	292	1,691	338.2
	自殺死亡率	23.7	21.8	19.9	17.2	17.5		20.0
垂水市	自殺者数 (人)	3	2	1	8	4	18	3.6
	自殺死亡率	17.7	12.0	6.1	50.0	25.6		22.0

2 5年間における性別・年代別の自殺者数と自殺死亡率

平成25年から平成29年の5年間において、自殺統計（自殺日・住居地）から自殺者数合計を性別で見ると、全国・鹿児島県同様に、**男性の方が割合が高く、男性割合は83.3%、女性割合は16.7%**となっています。**図5**

また**男性割合は、全国・鹿児島県よりも高い割合**であることを示しています。

平成25年から平成29年の5年間において、自殺統計（自殺日・住居地）から性別・年代別の自殺者割合を見てもみると、**60代男性の割合が最も高く22.2%、次いで50代男性が16.7%**となっています。**図6**

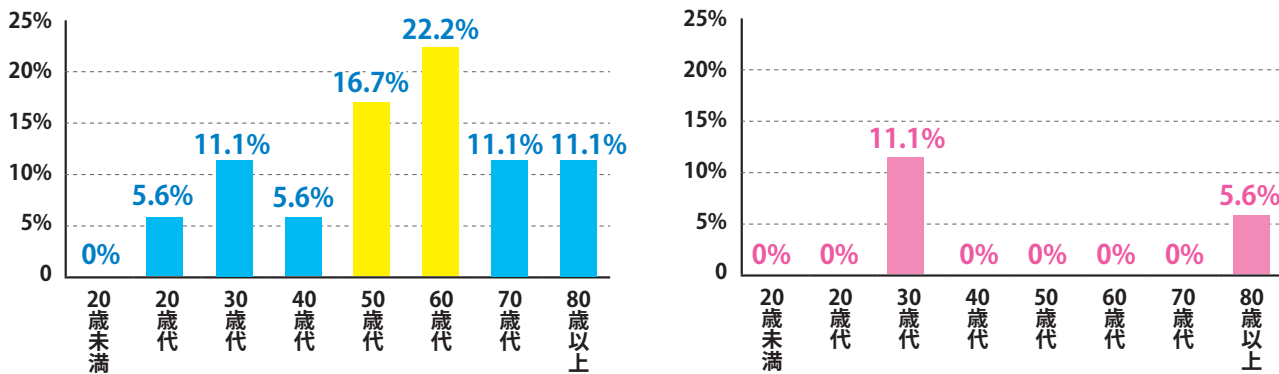
◆**図5** / 5年間（平成25年～平成29年）合計における性別の自殺者割合（自殺統計／自殺日・住居地）

区分	性別	性別割合	自殺者数合計 (H25～H29合計)	自殺死亡率 (H25～H29合計)
全国	男性	68.9%	81,928人	26.2
	女性	31.1%	36,967人	11.3
鹿児島県	男性	71.9%	1,215人	30.6
	女性	28.1%	476人	10.6
垂水市	男性	83.3%	15人	39.6
	女性	16.7%	3人	6.9

◎出典／地域自殺実態プロファイル（2018更新）全国・県・垂水市「付表3自殺者の性・年代別割合・付表4自殺者の推移（P14）」

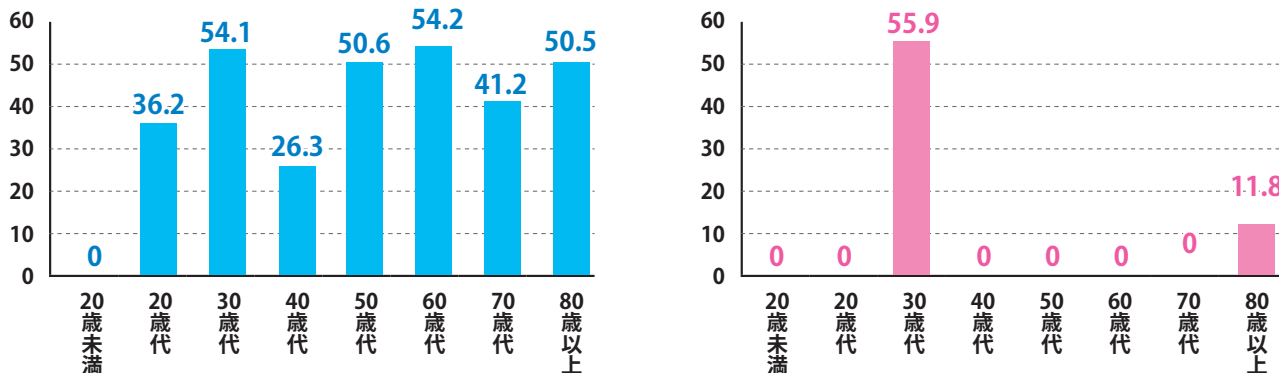
◆**図6** / 5年間（平成25年～平成29年）平均における性別・年代別の自殺者割合

（自殺統計／自殺日・住居地）◎出典／地域自殺実態プロファイル（2018更新）「全般的な状況（P3）」「付表1地域の自殺の概要（P12）」



◆**図7** / 5年間（平成25年～平成29年）平均における性別・年代別の自殺死亡率

（自殺統計／自殺日・住居地）◎出典／地域自殺実態プロファイル（2018更新）「全般的な状況（P3）」「付表1地域の自殺の概要（P12）」

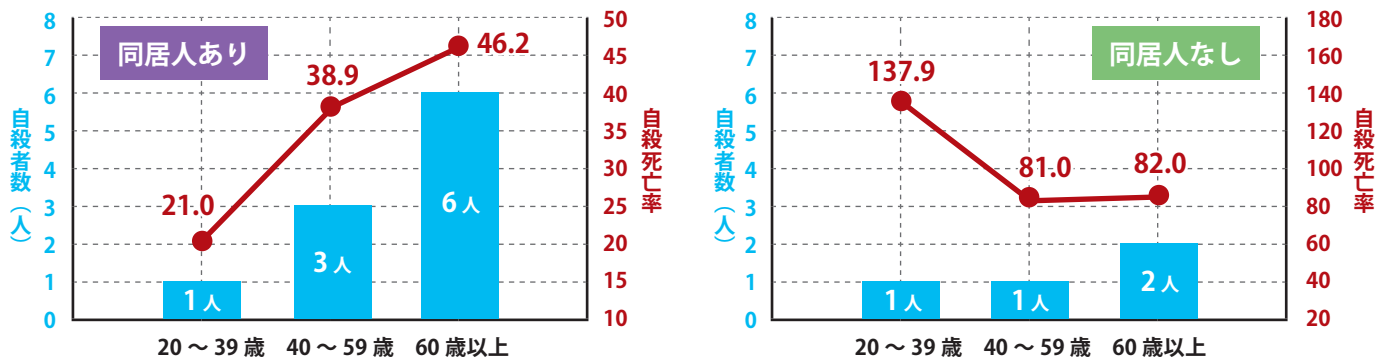


3 5年間における同居人の有無別・性別・年齢階級別の自殺者数と自殺死亡率

平成25年から平成29年の5年間において、自殺統計（自殺日・住居地）から同居人の有無別で見ると、「同居人あり」の場合、男性は年代を経るごとに自殺死亡率は高くなっています（図8）。「同居人なし」の場合、男女ともに各年齢階級の人口が異なるため、自殺死亡率の差が大きくなっています（図8・9）。

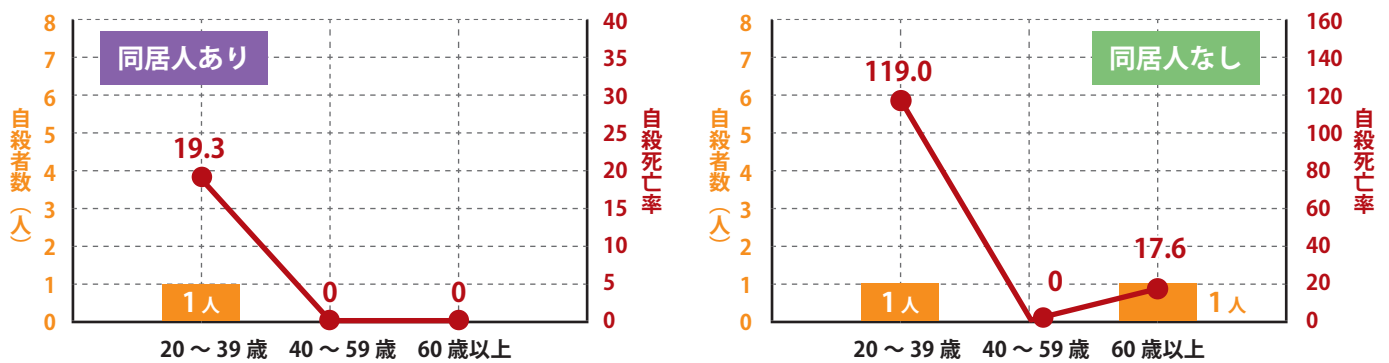
◆図8 / 【男性】5年間（平成25年～平成29年）における同居人の有無別・性別・年齢階級別の自殺者数と自殺死亡率（自殺統計／自殺日・住居地）

●出典／地域自殺実態プロファイル（2018更新）
「付表1地域の自殺の概要（H25～H29）（P12）」



◆図9 / 【女性】5年間（平成25年～平成29年）における同居人の有無別・性別・年齢階級別の自殺者数と自殺死亡率（自殺統計／自殺日・住居地）

●出典／地域自殺実態プロファイル（2018更新）
「付表1地域の自殺の概要（H25～H29）（P12）」



◆図10 / 60歳以上の自殺者内訳（自殺統計／自殺日・住居地）

●出典／地域自殺実態プロファイル（2018更新）
「60歳以上の自殺内訳／特別集計（P6）」

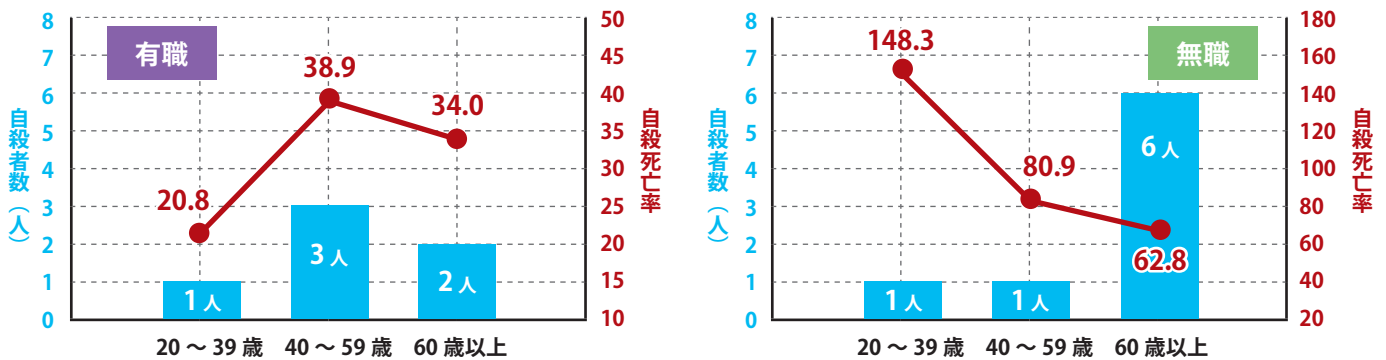
性別	年齢階級	同居人の有無 (人数)		同居人の有無 (割合)		全国割合	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	3	1	33.3%	11.1%	17.1%	10.8%
	70歳代	2	0	22.2%	0.0%	15.1%	6.3%
	80歳以上	1	1	11.1%	11.1%	10.4%	3.6%
女性	60歳代	0	0	0.0%	0.0%	9.7%	3.2%
	70歳代	0	0	0.0%	0.0%	9.1%	3.8%
	80歳以上	0	1	0.0%	11.1%	7.4%	3.5%
合計		9		100%		100%	

4 5年間における仕事の有無別・性別・年齢階級別の自殺者数と自殺死亡率

平成25年から平成29年の5年間において、自殺統計（自殺日・住居地）から仕事の有無別で見ると、「**仕事の有無**」による自殺死亡率の差が大きくなっています（図11・12）。特に**男性で「無職」の場合、各年齢階級の人口が異なるため、自殺死亡率の差が特に大きくなっています**（図11）。

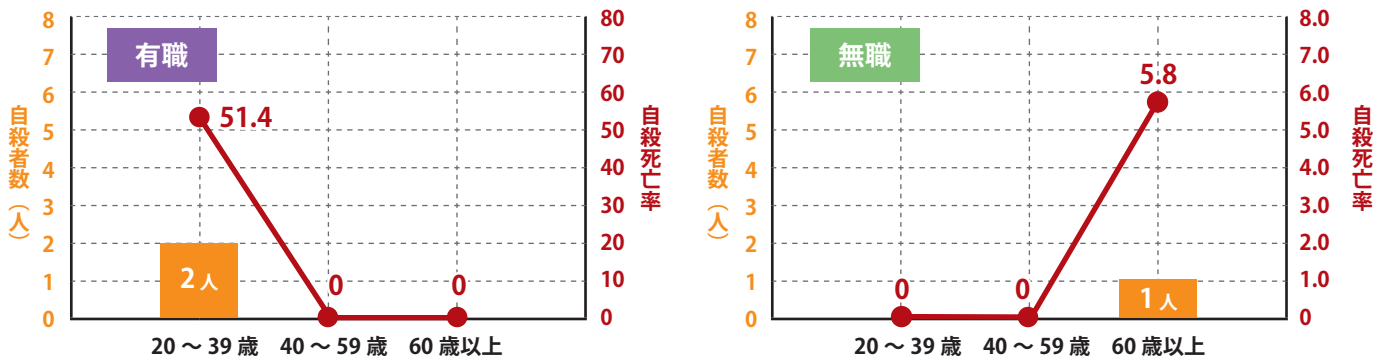
◆図11 / 【男性】5年間（平成25年～平成29年）における仕事の有無別・性別・年齢階級別の自殺者数と自殺死亡率（自殺統計／自殺日・住居地）

●出典／地域自殺実態プロファイル（2018更新）
「付表1 地域の自殺の概要（H25～H29）（P12）」



◆図12 / 【女性】5年間（平成25年～平成29年）における仕事の有無別・性別・年齢階級別の自殺者数と自殺死亡率（自殺統計／自殺日・住居地）

●出典／地域自殺実態プロファイル（2018更新）
「付表1 地域の自殺の概要（H25～H29）（P12）」



平成25年から平成29年の5年間における有職者の自殺者内訳を見てみると、全国割合と同様に「**自営業・家族従業員**」に比べ、「**被雇用者・勤め人**」の割合が高くなっています。（図13）

◆図13 / 有職者の自殺者内訳（自殺統計／自殺日・住居地）

●出典／地域自殺実態プロファイル（2018更新）「有職者の自殺内訳／特別集計（P5）」

職業	自殺者数	割合	全国割合
自営業・家族従業員	2	25.0%	20.3%
被雇用者・勤め人	6	75.0%	79.7%
合計	8	100%	100%

注意

図8・9・11・12・13については、性別・年齢・同居の有無が不詳の場合は、含まれていません。そのため、自殺者数合計は「17人」となり、P9「図4」で記した5年間合計の「18人」と一致しません。

5 5年間における本市の特徴

平成25年から平成29年の5年間において、自殺統計（自殺日・住居地）から同居人の有無別や仕事の有無別等で見てみると、**男性60歳以上で、「無職者」かつ「同居人あり」の場合に自殺者数が最も高くなり、次いで男性40～59歳で、「有職者」かつ「同居人あり」の場合に自殺者数が高くなっています。**【図14・15】

これらの結果を踏まえ、本市が重点的に対策を講じる必要がある分野は、「**高齢者**」「**生活困窮者**」「**勤務・経営**」の3つと言えます。

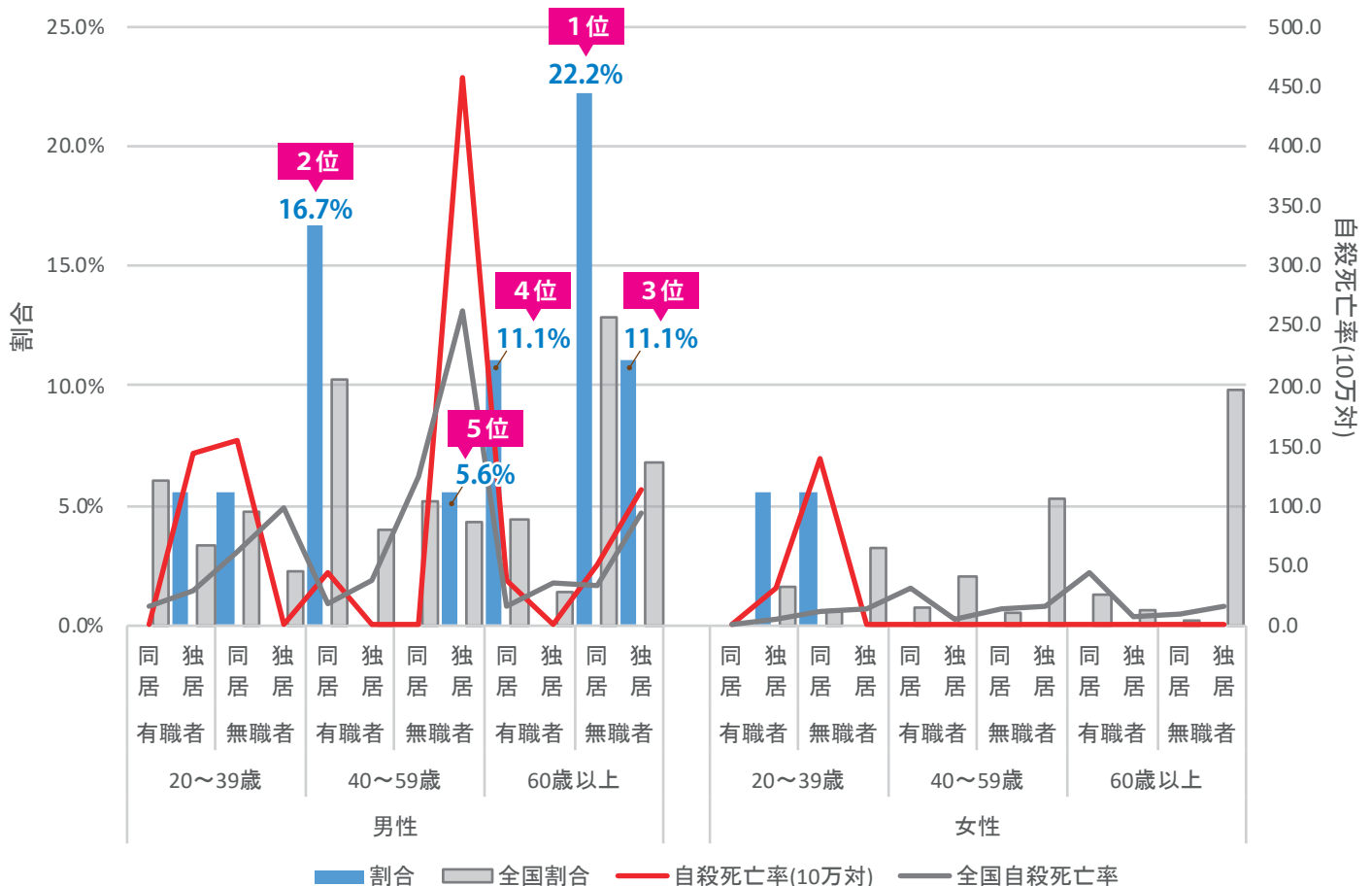
◆図14 / 地域の自殺の特徴（自殺統計／自殺日・住居地）

●出典／地域自殺実態プロフィール（2018更新）
「地域の自殺の概要（P2）」

上位5区分	自殺者数	割合	自殺死亡率	背景にある主な自殺の危機経路
1位：男性60歳以上無職同居	4	22.2%	51.3	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患→自殺
2位：男性40～59歳有職同居	3	16.7%	44.8	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位：男性60歳以上無職独居	2	11.1%	113.9	失業（退職）＋死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
4位：男性60歳以上有職同居	2	11.1%	38.5	①【労働者】身体疾患＋介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺／②【自営業】事業不振→借金＋介護疲れ→うつ状態→自殺
5位：男性40～59歳無職独居	1	5.6%	457.9	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺

◆図15 / 5年間（平成25年～平成29年）における同居人の有無別・仕事の有無別・性別・年齢階級別の自殺者割合と自殺死亡率（自殺統計／自殺日・住居地）

●出典／地域自殺実態プロフィール（2018更新）
「地域の自殺の概要（P2）」



第4章

自殺対策の推進体制

Promotion System

本市における自殺対策の推進体制は、2つの推進体制から構成されています。

庁内の推進体制である「垂水市いのち支える自殺対策本部」は、庁内関係課等の緊密な連携と協力により、総合的かつ効果的に自殺対策を推進するため設置し、副市長が本部長を務め、各課等で構成しています。

また、地域におけるネットワークである「垂水市いのち支える自殺対策ネットワーク会議」は、関係機関等と相互に連携を図りながら総合的かつ効果的に自殺対策を推進するため設置し、関係機関で構成されています。

垂水市いのち支える自殺対策推進本部 (P27 参照)

1 主な所掌事項

- 自殺対策計画の策定及び変更に関すること。
- 自殺対策に関する施策の普及及び啓発に関すること。
- 自殺対策に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。

2 構成員

- 本部長：副市長 ●副本部長：保健課長
- 部員（19名）
 - ①総務課長 ②企画政策課長 ③財政課長 ④税務課長 ⑤市民課長
 - ⑥福祉課長 ⑦生活環境課長 ⑧農林課長 ⑨水産商工観光課長 ⑩土木課長
 - ⑪会計課長 ⑫水道課長 ⑬消防長 ⑭消防署長 ⑮教育総務課長
 - ⑯学校教育課長 ⑰社会教育課長 ⑱国体推進課長 ⑲議会事務局長



垂水市いのち支える自殺対策ネットワーク会議 (P29 参照)

1 主な所掌事項

- 自殺対策に関し、関係機関等との連絡調整及び情報交換
- 自殺対策計画の内容に関すること

2 構成員

- 会 長：副市長
- 庁内5課：①保健課長 ②福祉課長 ③市民課長 ④消防長 ⑤学校教育課長
- 庁外機関（9機関）
 - ①鹿屋保健所 ②肝属郡医師会 ③鹿屋警察署垂水幹部派出所
 - ④法テラス鹿屋法律事務所 ⑤垂水市社会福祉協議会
 - ⑥肝属地区障がい者基幹相談支援センター ⑦大隅児童相談所
 - ⑧垂水市商工会 ⑨一般社団法人パーソナルサービス支援機構

第5章

自殺対策の基本方針

Basic Policy

自殺総合対策大綱を踏まえて、本市では、以下の5つを「自殺対策の基本方針」とします。

POINT / 5つの基本方針

- ① 生きることの包括的な支援として推進
- ② 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
- ③ 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- ④ 実践と啓発を両輪として推進
- ⑤ 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

1 生きることの包括的な支援として推進 補足1

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに、自殺リスクが高まるとされています。そのため自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。地域において「生きる支援」に関連するあらゆる取組を総動員して、「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

補足1

基本方針①
自殺総合対策大綱 P3

2 関連施策との有機的な連携による
総合的な対策の展開 補足2

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにするためには、「精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要」です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、関係者や組織等が密接に連携する必要があります。自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等関連の分野においても同様に、様々な関係者や組織等が連携して取組を展開しています。連携の効果を更に高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる関係者が、それぞれ「自殺対策の一翼を担っているという意識を共有」することが重要です。とりわけ、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援

補足2

基本方針②
自殺総合対策大綱
P3～P5

制度などとの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすることが重要です。

3 対応の段階に応じた レベルごとの対策の効果的な連動 補足3

自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれのレベルにおいて強力に、かつ、それらを総合的に推進することが重要です。また、時系列的な対応の段階としては、**①自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」**と、現に起こりつつある**②自殺発生の危険に介入する「危機対応」**、それに**③自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」**という、**3つの段階**が挙げられ、それぞれの段階において施策を講じる必要があるとされています。さらに「**自殺の事前対応の更に前段階での取組**」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「**SOSの出し方に関する教育**」を推進することも重要とされています。

4 実践と啓発を両輪として推進 補足4

自殺に追い込まれるという危機は、「**誰にでも起こり得る危機**」ですが、危機に陥った人の心情や背景は**未だ十分に理解されていない**のが実情です。そのため、**危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当である**ということが、地域全体の共通認識となるように、普及啓発を行うことが重要です。また我が国では、精神疾患や精神科医療に対する偏見が強いことから、精神科を受診することに心理的な抵抗を感じる人は少なくありません。全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づくとともに、そうしたサインに気づいたら、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていきう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

5 関係者の役割の明確化と関係者による 連携・協働の推進 補足5

自殺対策を通じて「誰も自殺に追い込まれることのない垂水市」を実現するためには、国や他の市町村、関係団体、民間団体、企業、そして市民一人ひとりと連携・協働し、市を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確にするとともに、その情報を共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要となり、市民一人ひとりが、それぞれができる取組を進めていく必要があります。

補足3

基本方針③

自殺総合対策大綱

P5 ~ P6

補足4

基本方針④

自殺総合対策大綱

P6 ~ P7

補足5

基本方針⑤

自殺総合対策大綱

P7 ~ P8

第6章

基本施策

Basic Measures

基本施策は、自殺総合対策推進センターが取りまとめている「地域自殺対策政策パッケージ」において、「全国的に実施することが望ましい」とされている5項目に取り組みます。ここでは、主な事業を掲載し、詳細な事業は、後段「資料編（P31）」に掲載いたします。

POINT / 5つの基本施策

- ① 地域におけるネットワークの強化
- ② 自殺対策を支える人材の育成
- ③ 住民への啓発と周知
- ④ 生きることの促進要因への支援
- ⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

① 地域におけるネットワークの強化（全22事業）

自殺対策が最大限その効果を発揮し、「誰も自殺に追い込まれることのない垂水市」を実現するため、県、関係団体、民間団体、企業、市民等が連携・協働して、自殺対策を総合的に推進します。

【事業例】全22事業中3事業をご紹介します。その他の事業はP31以降をご覧ください。

No	事業名	対象者	事業内容	生きる支援の視点を加えた実施内容	担当課	詳細
22	高齢者虐待防止ネットワーク推進事業	65歳以上	高齢者の虐待防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施する。	問題を抱えていることが確認された場合は、関係機関へつなぎ、支援を行う。	福祉課	P33
42	子どもを守るネットワーク機能強化事業	①児童 ②保護者	児童虐待等により支援が必要な児童の保護を図り、また、家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図ることを目的とする。	家庭児童相談員が、学校・保育所等を定期的に訪問し、自殺リスクのある児童や、その家庭環境の情報収集に努め、自殺の早期対応に繋げる。また、学校、保育所等から家庭の状況等で自殺のリスクのある家庭の情報を収集し、自殺の予防対応に努める。	福祉課	P37
51	健康づくり推進協議会	協議会委員	保健事業の企画等の審議を行い、市民保健の向上を図る。	委員に対し、自殺対策計画の周知や、関連リーフレット配布等を行い、自殺対策における関係者の意識醸成を図る。	保健課	P39

② 自殺対策を支える人材の育成（全10事業）

自殺対策においては、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であることから、各種専門家からの研修等を通じて、自殺に対する知識の向上や、自殺対策に係る人材の育成を推進します。

【事業例】 全10事業中4事業をご紹介します。その他の事業はP31以降をご覧ください。

No	事業名	対象者	事業内容	生きる支援の視点を加えた実施内容	担当課	詳細
20	保護司会 補助金交付事業 を通じた研修等	保護司	地域の保護司会の健全な運営を図るため、保護司会に対し補助金を支給し、事務のサポートを行う。	犯罪や非行に走った人の中には、日常生活上の問題や、家庭や学校の人間関係にトラブルを抱えることが多く、社会に出てからでも自殺のリスクが高い方も少なくない。保護司が研修を行うことで、対象者が様々な問題を抱えている場合には、保護司が適切な支援先へとつなぐ等の対応を取れるようになる可能性がある。	福祉課	P33
75	認知症 サポーター 養成講座	市民	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症についての正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成する。	①認知症の家族にかかる負担は大きく、介護者の心身に不調をきたすおそれもある。 ②サポーターにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、サポーターがそうしたリスクの早期発見と対応等、気づき役としての役割を担えるようになる可能性がある。 ③認知症への理解を促進することにより、患者本人や、介護家族の社会的孤独を予防する。	保健課	P43
95	人権教育研修会	①市職員 ②教育委員会事務局職員 ③小中学校職員 ④その他希望者	社会教育における人権教育の充実を図り、同和問題をはじめとするすべての人権問題についての正しい理解と認識を深める。	一人ひとりがお互いの人権を尊重し、偏見や差別のない社会の実現に向けての意識を高め、個人を尊重することによって自殺問題の解決を図る。	社会教育課	P47
101	救急救命士 養成・研修及び メディカル コントロール 体制の推進	消防職員	①救急救命士及び救急資格者の養成②救急業務高度化のための病院実習 ③地域M.C協議会での各種プロトコール作成の作業④事後検証体制の実施	救急救命士及び救急資格者の養成研修において、自殺者及び自殺未遂者への対応方法を学び、受入医療機関及び関係機関と情報共有を図り、適切な救命処置並びに救急搬送に努める。	消防本部	P47

③ 住民への啓発と周知（全 22 事業）

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こりうる危機」であることから、誰かに援助を求めているということが共通認識となるように、様々な普及啓発活動を行います。

【事業例】 全 22 事業中 4 事業をご紹介します。その他の事業は P31 以降をご覧ください。

No	事業名	対象者	事業内容	生きる支援の視点を加えた実施内容	担当課	詳細
4	男女共同参画計画推進事業（DV防止関係を含む）	市民	男女共同参画推進条例及び第2次垂水市男女共同参画基本計画に基づき、男女共同参画社会の実現及びDV防止に向けた施策を総合的かつ計画的に推進する。	固定的な性別役割分担意識の解消やDV防止に向けて、本市ホームページ等の媒体を活用した広報啓発を活用し、男女共同参画に関する理解と認識の促進及び相談機関の周知に努める。	企画政策課	P31
5	広報・広聴事業（市広報誌等による情報発信）	市民	①広報誌等の編集・発行 ②自治体のホームページによる情報発信（行政に関する情報・生活情報の掲載と充実）	住民が地域の情報を知る上で最も身近な情報媒体である広報誌、ホームページ等を活用して、自殺対策の啓発を行う。	企画政策課	P31
17	消費生活啓発	市民	消費者被害を未然に防止するため、広報誌、啓発チラシ、防災行政無線等により情報発信を行う。	消費者被害の実例や相談窓口の周知を図る。	市民課	P33
68	精神保健（普及啓発）	市民	①こころの健康づくりをテーマにこころと身体の健康について普及啓発を図る。②講演会の開催③広報誌、ホームページ等での広報	こころのセルフケアや身近な方への支援の内容を盛り込んだ講演とすることで、自殺リスクの軽減や支援者の増加を図る。	保健課	P41

④ 生きることの促進要因への支援（全 76 事業）

「生きることの阻害要因」（失業や多重債務、生活苦等）を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」（自己肯定感や信頼できる人間関係等）を増やす取組を行い、自殺リスクの低下を推進します。

【事業例】 全 76 事業中 3 事業をご紹介します。その他の事業は P31 以降をご覧ください。

No	事業名	対象者	事業内容	生きる支援の視点を加えた実施内容	担当課	詳細
16	消費生活相談	市民	消費生活に係る相談について、受付、処理、あつせん等トラブルの解決に努める。	多重債務等のトラブルを抱える市民に対し、適切な相談処理を行うことで自殺リスクの軽減に努める。	市民課	P33

④ 生きることの促進要因への支援（続き）

No	事業名	対象者	事業内容	生きる支援の視点を加えた実施内容	担当課	詳細
71	自死遺族等への支援事業	自死された方の親族、同僚、友人等	自死遺族等の心のケアのために相談機関の広報を実施するとともに相談体制を整える。	身近な方を自殺によって失うことは深刻な精神的ストレスを抱えることになるため、専門的な相談機関を周知し、市としても必要に応じて相談体制を整える。	保健課	P43
77	認知症カフェ	市民	認知症の家族がいる方や、認知症に関心のある方、介護従事者など、地域で認知症に関心を持つ住民が気軽に集まれる場を開設することにより、気分転換や情報交換のできる機会を提供する。	認知症の当事者やその家族のみならず、介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる場を設けることで、支援者相互の支え合いの推進に寄与する。	保健課	P43

⑤ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育（全10事業）

児童・生徒において、命を大切にすることを育み、命や暮らしの危機に直面したときのSOSの出し方などを学ぶことなどを推進します。

【事業例】全10事業中3事業をご紹介します。その他の事業はP31以降をご覧ください。

No	事業名	対象者	事業内容	生きる支援の視点を加えた実施内容	担当課	詳細
70	思春期保健事業	中学生 高校生	思春期世代への性教育事業として、いのちの大切さについて普及啓発を図る。	思春期世代の、いのちを大切に思う心を育むことによって、自殺リスクの軽減に努める。	保健課	P43
90	学校図書館活用事業	児童生徒	学校図書館司書を配置し、学校図書館の利活用を図る。	学校の図書室スペースを利用し、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間時に、「いのち」や「心の健康」をテーマにした展示や関連図書の特集を行うことで、児童生徒等に対する情報周知を図ることができる。	教育 総務課	P45
94	<県の事業> 子どもの心のSOS相談事業	小学校 中学生 教職員	SNSを活用した相談・通報事業（中学校・高等学校対象）の普及・啓発やSOSの出し方に関する教育の周知を図る。	県教育委員会が、夏休みとその前後の期間にSNSを活用した相談や通報ができる窓口を設置し、そのアクセス方法等を学校に周知することで、誰の目も気にすることなく相談・通報できる環境を整え、悩んでいる中学生をサポートします。また、小学校も含めてSOSの出し方に関する教育を管理職研修会や文書等で普及・啓発することで、悩みの対処法や相談スキル等を高めます。	学校 教育課	P47

第7章 重点施策

Priority Measures

本市においては、平成25年から29年の5年間に自殺で亡くなった18人のうち、60歳代が4人（およそ5人に1人の割合）となっています。本市の自殺実態プロフィール（2018更新）においては、「生活困窮」「高齢者」「勤務・経営」に関わる自殺対策が喫緊の課題とされており、これらを本市における重点施策として位置付け、対策を推進していきます。ここでは、主な事業を掲載し、詳細な事業は、後段「資料編（P31）」に掲載いたします。

POINT / 5つの重点施策

- ① 高齢者に対する取組
- ② 生活困窮者に対する取組
- ③ 被雇用者・勤め人に対する取組
- ④ 子ども・若者に対する取組
- ⑤ ハイリスク者（自殺未遂者等）に対する取組

① 高齢者に対する取組（全42事業）

【事業例】 全42事業中4事業をご紹介します。その他の事業はP31以降をご覧ください。

No	事業名	対象者	事業内容	生きる支援の視点を加えた実施内容	担当課	詳細
10	重複・頻回受診者訪問指導（国民健康保険・後期高齢者）	国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療保険の被保険者	医療機関等の重複・頻回受診者を訪問し、健康相談、適正受診の指導を行う。	保健師や看護師等による訪問指導の際、状況の聞き取りを行い、対象者が問題を抱えている場合は関係課へ連絡し、リスクの軽減に努める。	市民課	P31
13	後期高齢者医療保険料の減免	後期高齢者医療保険の被保険者	災害などにより損害を受けた時や、その他特別な事情により生活が著しく困窮した場合、申請により減免される場合がある。	保険料は前年所得に対して賦課するが、突然の災害等で経済的な困窮を抱えている方もいることから減免制度の周知を行うと共に、保険料滞納時の措置で収納相談を受ける中、必要に応じ、関係課へ連絡し支援する。	市民課	P33

① 高齢者に対する取組（続き）

No	事業名	対象者	事業内容	生きる支援の視点を加えた実施内容	担当課	詳細
25	訪問給食サービス事業	おおむね65歳以上の独居もしくは虚弱高齢者のみの世帯などのうち、サービスが必要と認められる者	食事の支援を行うことにより、自立した食生活への改善と孤独感の解消を図り併せて安否の確認を行う。	配食時や問い合わせ時において、高齢者の抱える問題が確認された際には、関係機関へつなぎ支援を行う。	福祉課	P35
27	在宅高齢者等緊急通報体制整備事業	65歳以上の一人暮らしで慢性疾患等を有し、かつ、住民税非課税である者	一人暮らしの高齢者等に緊急通報装置を貸与し、急病又は災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、福祉の増進を図る。	通報システムの設置を通じて、独居高齢者の連絡手段を確保し、状態把握に努めるとともに、問題が確認された際には、関係機関へつなぎ支援を行う。	福祉課	P35

② 生活困窮者に対する取組（全25事業）

【事業例】 全25事業中4事業をご紹介します。その他の事業はP31以降をご覧ください。

No	事業名	対象者	事業内容	生きる支援の視点を加えた実施内容	担当課	詳細
6	市税及び国民健康保険税の減免	課税対象者	災害などにより損害を受けた時や、その他特別な事情により生活が著しく困窮した場合、申請により減免される場合がある。	災害等で経済的な困窮を抱えた場合に、市税又は保険税滞納における減免制度の周知を行うと併せて、措置における収納相談を受ける中、必要に応じ、関係課へ連絡し支援する。	税務課	P31
45	生活困窮者自立相談支援事業（ホームレス対策分除く）	生活困窮者	自立相談支援事業	①生活困窮者の尊厳の保持、②就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた包括的・早期的な支援、③地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備を行う。	福祉課	P37
87	市営住宅管理事務	市営住宅入居者	市営住宅の管理事務を行う。	市営住宅の入退居手続又は家賃滞納整理事務の中で、何らかの問題を抱える方に対して必要に応じて他機関へつなぐ等の対応に努めます。	土木課	P45
88	水道料金徴収業務	水道料金滞納者	水道料金の徴収及び収納事務・滞納管理（給水停止執行等）	自殺リスクを背負っていると感じられる水道料金滞納者に対して、滞納整理中に必要に応じて他機関へつなぐ等の対応に努めます。	水道課	P45

③ 被雇用者・勤め人に対する取組（全 33 事業）

【事業例】 全 33 事業中 4 事業をご紹介します。その他の事業は P31 以降をご覧ください。

No	事業名	対象者	事業内容	生きる支援の視点を加えた実施内容	担当課	詳細
34	母子家庭高等技能訓練促進費等事業	ひとり親家庭の保護者	母子家庭の母に対して看護師等の資格に係る養成訓練の受講期間について、高等技能訓練促進費を支給することで、高等母子家庭の母の就職の際に有利であり、生活の安定に資する資格の取得を促進するもの。	①ひとり親の自立目的職業訓練等に係る費用を助成することで、自殺のリスクの抑制に努める。 ②給付金の手続きの際等、生活状況等を確認し、自殺の早期発見に努める。	福祉課	P35
83	農業資金調達融資の相談	農業者	①農業制度資金の紹介 ②各金融機関の紹介	農業者を対象に、経営等に関する相談に応じ、農業制度資金の種類や窓口となる金融機関を紹介することで、経営安定化を図り、経営に関する不安等を解消する。	農林課	P45
84	農業者年金事務	農業者	農業者年金に加入している被保険者の相談・支援を行っている。	高齢世代から若者世代の農業者について農業者年金の申請手続きや加入している農業者の相談・支援をすることで現在抱えている問題や将来への不安や悩みの緩和に努める。	農業委員会	P45
85	商工振興資金利子補給事業	垂水市内の商工会員	商工業振興資金を借り入れた者に対して、借入の初年度に限り利子の一部を補助する	融資の機会を通じて、企業の経営状況を把握するとともに、経営難に陥り自殺のリスクの高まっている経営者の情報をキャッチし、適切な支援先へとつなげる。啓発資料の配布と説明する。	水産商工観光課	P45

④ 子ども・若者に対する取組（全 54 事業）

【事業例】 全 54 事業中 4 事業をご紹介します。その他の事業は P31 以降をご覧ください。

No	事業名	対象者	事業内容	生きる支援の視点を加えた実施内容	担当課	詳細
36	子育て支援センター事業	乳幼児保護者	就学前児童及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行い、安心して子どもを産み育てやすい環境を提供するもの。	①育児に悩んだり、話し相手がいなかったりする保護者が集い交流することで、自殺のリスクの軽減に努める。②事業の委託先と連携し、利用者のうち、育児や家庭状況の悩みで自殺のリスクを抱えている保護者の早期発見に努めることとする。	福祉課	P35

④ 子ども・若者に対する取組（続き）

No	事業名	対象者	事業内容	生きる支援の視点を加えた実施内容	担当課	詳細
55	妊産婦・新生児訪問	産婦 新生児	助産師、保健師等が妊産婦、新生児の訪問指導を行う。	妊娠期から産後、新生児期に訪問を行うことで産後うつや育児ストレスの相談・助言を行い、早期に適切な支援先へつなぐとともに、各機関と連携を図る。	保健課	P39
62	産後ケア事業	生後3ヶ月以内であり、かつ家族等から十分な家事及び育児などの支援が受けられない産婦。	退院直後の母子に対しての心身のケアや育児のサポート等を行い、子どもを生み育てやすい体制の整備を図る。	産後は育児への不安、疲労等から、産後うつのリスクを抱える危険性があることから、出産直後の早期段階から助産師等の専門家が支援・助言等を行うことで、リスク軽減を図り、関係機関と連携を図る。	保健課	P41
91	スクールソーシャルワーカー派遣事業	小・中学校 児童・生徒・ 教職員・保護者等	児童生徒の置かれた様々な環境へ働きかけ支援を行うスクールソーシャルワーカーを、不登校や問題行動等を抱える児童生徒の学校や家庭に派遣し、相談や関係機関、地域とつなぎを行い、支援する。	児童生徒の置かれた様々な環境へ働きかけを行うスクールソーシャルワーカーを、中学校を中心として、必要に応じて小学校へも派遣することで、教育相談体制の整備・充実を図り、児童生徒や保護者、教職員を支え、よりよい地域社会の形成に努めます。	学校教育課	P45

⑤ ハイリスク者（自殺未遂者等）に対する取組（全25事業）

【事業例】 全25事業中3事業をご紹介します。その他の事業はP31以降をご覧ください。

No	事業名	対象者	事業内容	生きる支援の視点を加えた実施内容	担当課	詳細
43	婦人保護事業	DV等 被害者	配偶者及び交際相手からのDV相談及び被害者の保護を行うもの。	配偶者・交際相手からのDVに悩む被害者の相談に対応し、自殺リスクの軽減に努める。	福祉課	P37
69	精神保健（関係者連絡会）	精神疾患患者又はその疑いのある者	①関係機関間で定期的に情報共有を図り、適切な支援につなげる。 ②垂水市精神保健福祉定例会	精神障害を抱える方とその家族を関係機関との連携を図り、本人や家族を包括的・継続的に支えていくことで、リスクの軽減に努める。	保健課	P41
71	自死遺族等への支援事業	自死された方の親族、同僚、友人等	自死遺族等の心のケアのために相談機関の広報を実施するとともに相談体制を整える。	身近な方を自殺によって失うことは深刻な精神的ストレスを抱えることになるため、専門的な相談機関を周知し、市としても必要に応じて相談体制を整える。	保健課	P43

資料編

自殺対策関連資料

Appendix

●自殺対策基本法（抜粋）

●垂水市いのち支える自殺対策推進本部設置要綱（P27-P28）

●垂水市いのち支える自殺対策ネットワーク会議設置要綱（P29-P30）

●生きることの包括的支援事業一覧（P31-P48）

自殺対策基本法（平成十八年法律第八十五号）（一部のみ抜粋掲載）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていることに鑑み、自殺対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、自殺対策の基本となる事項を定めること等により、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2 自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。

3 自殺対策は、自殺が多様かつ複合的な原因及び背景を有するものであることを踏まえ、単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して実施されるようにしなければならない。

4 自殺対策は、自殺の事前予防、自殺発生の危機への対応及び自殺が発生した後又は自殺が未遂に終わった後の事後対応の各段階に応じた効果的な施策として実施されなければならない。

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

(名誉及び生活の平穩への配慮)

第九条 自殺対策の実施に当たっては、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穩に十分配慮し、いやしくもこれらを不当に侵害することのないようにしなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十一条 政府は、毎年、国会に、我が国における自殺の概況及び講じた自殺対策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画等

(自殺総合対策大綱)

第十二条 政府は、政府が推進すべき自殺対策の指針として、基本的かつ総合的な自殺対策の大綱(次条及び第二十三条第二項第一号において「自殺総合対策大綱」という。)を定めなければならない。

(都道府県自殺対策計画等)

第十三条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画(次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画(次条において「市町村自殺対策計画」という。)を定めるものとする。

(都道府県及び市町村に対する交付金の交付)

第十四条 国は、都道府県自殺対策計画又は市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県又は市町村に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

垂水市いのち支える自殺対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条に規定する基本理念に基づき、庁内関係課の緊密な連携と協力により、総合的かつ効果的に自殺対策を推進するため、垂水市いのち支える自殺対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 自殺対策に関する施策の普及及び啓発に関すること。
- (3) 自殺対策に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、自殺対策の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、副市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、保健課長をもって充てる。
- 4 本部員は、垂水市課設置条例（昭和35年条例第11号）第2条各号に規定する課の長、会計課長、水道課長、消防長、消防署長、教育委員会の課長及び議会事務局長（以下「課・局長」という。）をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、本部の事務を総括する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議（以下「本部会議」という。）は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部会議は、推進本部を組織する者の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 本部長は、本部会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、保健課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月21日から施行する。

垂水市いのち支える自殺対策ネットワーク会議設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第2条に規定する基本理念に基づき、自殺対策について関係機関等と相互に連携を図りながら協力するとともに、当該自殺対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、垂水市いのち支える自殺対策ネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 ネットワーク会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策に関し、関係機関等との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づく、自殺対策計画の内容に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、自殺対策の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 ネットワーク会議は、会長及び委員25人以内をもって組織する。

2 会長は、副市長をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる者、団体及び機関並びに市長が必要と認めるもののうち、市長が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、任期中前条第3項に規定する関係機関等の職員等でなくなったときに、解任され、又は解嘱されるものとする。

(職務)

第5条 会長は、ネットワーク会議の事務を総括する。

2 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 ネットワーク会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 ネットワーク会議の庶務は、保健課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年11月27日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、令和3年3月31日までとする。

別表（第3条第3項関係）

役職名	保健課長
	福祉課長
	市民課長
	消防長
	学校教育課長
団体又は機関名	鹿児島県鹿屋保健所
	肝属郡医師会
	鹿屋警察署垂水幹部派出所
	法テラス鹿屋法律事務所
	垂水市社会福祉協議会
	肝属地区障がい者基幹相談支援センター
	大隅児童相談所
	垂水市商工会
	一般社団法人パーソナルサービス支援機構

生きることの包括的支援事業一覧①

このページでは、自殺対策の本質である「生きることの包括的支援事業」を掲載しています。

事業は、「基本施策」、「重点施策」のどちらか一方、又はその両方に分類され、「●」で記されています。

No	基本施策					重点施策					既存事業		
	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	事業名	対象者	事業概要
1				●				●			職員メンタルヘルス研修	職員	メンタルヘルス研修 (新規採用職員、昇任職員、各所属長)
2				●				●			職員の健康管理業務	職員	職員の定期健康診断、ストレスチェック、健康相談、健診後の事後指導等(保健師、産業医、職員共済組合、協会けんぽ等)
3	●			●		●	●	●	●	●	垂水市地域防災計画	避難者	市地域防災計画に基づき、関係機関との連携のもと、災害発生時の応急対策として、被災者の健康状態を把握するとともに、メンタルケアを行う。
4			●			●	●	●	●	●	男女共同参画計画推進事業 (DV防止関係を含む)	市民	男女共同参画推進条例及び第2次垂水市男女共同参画基本計画に基づき、男女共同参画社会の実現及びDV防止に向けた施策を総合的かつ計画的に推進する。
5			●			●	●	●	●	●	広報・広聴事業(市広報誌等による情報発信)	市民	①広報誌等の編集・発行 ②自治体のホームページによる情報発信(行政に関する情報、生活情報の掲載と充実)
6			●	●			●				市税及び国民健康保険税の減免	課税対象者	災害などにより損害を受けた時や、その他特別な事情により生活が著しく困窮した場合、申請により減免される場合がある。
7				●			●				滞納整理事務	市税又は国民健康保険税の滞納者	市税又は国民健康保険税の滞納整理事務
8				●		●	●	●	●	●	本庁庁舎内案内業務等	市民	行き先に迷われている方へ積極的に声をかけ、相談窓口を案内する。
9			●	●		●					国民年金事務	市民	異動届や相談に来られた方の個人の状況にあわせて、年金事務所と連携して、市のできる限りの対応をする。
10				●		●	●	●	●	●	重複・頻回受診者訪問指導 (国民健康保険・後期高齢者)	国民健康保険被保険者及び後期高齢者医療保険の被保険者	医療機関等の重複・頻回受診者を訪問し、健康相談、適正受診の指導を行う。
11				●		●		●			糖尿病重症化予防	40歳～74歳までの国民健康保険被保険者	医療費が高額である人工透析及び血管疾患の早期発見予防のための啓発活動を行い、疾病の予防を図り、医療費の適正化に資する。

基本施策	
1	地域におけるネットワークの強化
2	自殺対策を支える人材の育成
3	住民への啓発と周知
4	生きることの促進要因への支援
5	児童生徒のSOSの出し方に関する教育

重点施策	
1	高齢者に対する取組
2	生活困窮者に対する取組
3	被雇用者・勤め人に対する取組
4	子ども・若者に対する取組
5	ハイリスク者（自殺未遂者等）に対する取組

生きる支援の視点を加える		
「生きる支援の視点」を加えた実施内容	評価指標	担当課
職員研修の一環として、メンタルヘルスチェックの結果を基に個別面談等を実施することで、個人の問題解決や所属内の状況を把握し、全庁的な問題解決はもとより、自殺対策を推進するための基盤づくりになり得る。	対象職員受講状況	総務課
職員の定期健康診断や、その事後相談等により、職員の心身面の健康管理に努める。 また、ストレスチェックを実施することで、ストレス等を原因とする職員の体調不調や、自殺が生じないよう未然防止に努める。	対象職員受診状況	総務課
①被災地、特に避難所において生活環境の激変に対し、被災者が心身双方の健康に不調をきたす可能性が高いことから、被災者の健康管理に努める。 ②DPATをはじめ他の保健医療チーム等と連携し、被災者に対するメンタルヘルスクアや精神疾病患者に対する相談体制の確立に努める。	訓練時の検証及び確認に伴う 域防災計画の見直し	総務課
固定的な性別役割分担意識の解消やDV防止に向けて、本市ホームページ等の媒体を活用した広報啓発を活用し、男女共同参画に関する理解と認識の促進及び相談機関の周知に努める。	ホームページにおける広報啓発	企画政策課
住民が地域の情報を知る上で最も身近な情報媒体である広報誌、ホームページ等を活用して、自殺対策の啓発を行う。	広報誌・ホームページにおける広報啓発	企画政策課
災害等で経済的な困窮を抱えた場合に、市税又は保険税滞納における減免制度の周知を行うとともに、措置における収納相談を受けるなか、必要に応じ、関係課へ連絡し支援する。	事例発生時の適切対応	税務課
滞納の根本原因となっている経済環境等を把握することで、対象者の状況に応じた相談窓口を案内する体制を構築することにより根本原因の解消につなげる。	事例発生時の適切対応	税務課
①どこに相談したらよいかわからず迷っている方を、適切に相談窓口へ案内する。 ②状況(相談内容)によっては、相談室などへ案内し、関係の係が相談を受け、何度も話をさせることなく、様々な支援があることを伝えられるよう配慮する。	事例発生時の適切対応	市民課
個人の状況により、保険料納付困難な方に対しては免除申請や障害年金等を含む年金制度の周知、また、受給者に対しては、必要な届等の案内、受給できていない方に対しては、状況を確認し、可能な手続き等を案内するなど、「生きることの阻害要因」の軽減に努める。	事例発生時の適切対応	市民課
保健師や看護師等による訪問指導の際、状況の聞き取りを行い、対象者が問題を抱えている場合は関係課へ連絡し、リスクの軽減に努める。	事例発生時の適切対応	市民課
保健師や管理栄養士による面談等指導の際、状況の聞き取りを行い、対象者が問題を抱えている場合は関係課へ連絡し、支援する。	事例発生時の適切対応	市民課

生きることの包括的支援事業一覧②

このページでは、自殺対策の本質である「生きることの包括的支援事業」を掲載しています。

事業は、「基本施策」、「重点施策」のどちらか一方、又はその両方に分類され、「●」で記されています。

No	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	事業名	対象者	事業概要
12				●		●					要医療者訪問指導	後期高齢者医療保険の被保険者	長寿健康診査受診の結果で要医療と判断された方を生活習慣の早期治療や重症化予防につなげるため、訪問指導を行う。
13			●	●		●	●				後期高齢者医療保険料の減免	後期高齢者医療保険の被保険者	災害などにより損害を受けた時や、その他特別な事情により生活が著しく困窮した場合、申請により減免される場合がある。
14				●		●	●	●	●	●	市民相談	市民	市民生活や行政サービスに係る相談について、受付、処理、あっせん等トラブルの解決に努める。
15			●	●		●	●	●	●	●	人権教育・啓発基本計画	市民	人が人らしく幸せに生きていくための権利である「人権」が尊重される社会を実現することが重要であることから、人権教育・啓発に関する施策の取り組みを推進する。
16				●		●	●	●	●	●	消費生活相談	市民	消費生活に係る相談について、受付、処理、あっせん等トラブルの解決に努める。
17			●			●	●	●	●	●	消費生活啓発	市民	消費者被害を未然に防止するため、広報誌、啓発チラシ、防災行政無線等により情報発信を行う。
18			●			●	●	●	●	●	消費生活出前講座	市民	消費者被害を未然に防止するため、出前講座を実施する。
19	●			●		●	●	●	●	●	民生委員・児童委員事務	民生委員・児童委員及び主任児童委員	民生委員・児童委員による地域の相談、支援等の実施
20		●								●	保護司会補助金交付事業を通じた研修等	保護司	地域の保護司会の健全な運営を図るため、保護司会に対し補助金を支給し、事務のサポートを行う。
21	●					●					老人クラブへの活動助成	60歳以上	老人クラブ活動(健康・友愛・奉仕)を通し健康づくり、仲間づくり、生きがいづくりなど幅広い活動に取り組む。
22	●					●					高齢者虐待防止ネットワーク推進事業	65歳以上	高齢者の虐待防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施する。
23				●		●					養護老人ホーム入所事務	65歳以上	65歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者への入所手続きを行う。
24				●		●					紙おむつ給付事業	在宅寝たきり老人等	在宅福祉の増進を図るとともに在宅ねたきり老人等の属する家庭の経済的負担の軽減を図る。

基本施策	
1	地域におけるネットワークの強化
2	自殺対策を支える人材の育成
3	住民への啓発と周知
4	生きることの促進要因への支援
5	児童生徒のSOSの出し方に関する教育

重点施策	
1	高齢者に対する取組
2	生活困窮者に対する取組
3	被雇用者・勤め人に対する取組
4	子ども・若者に対する取組
5	ハイリスク者（自殺未遂者等）に対する取組

「生きる支援の視点」を加えた実施内容	評価指標	担当課
要医療訪問指導対象者は、1人暮らしの高齢者が多く含まれることから、訪問指導の際状況の聞き取りを行い、対象者が問題を抱えている場合は関係課へ連絡し、支援する。	事例発生時の適切対応	市民課
保険料は前年所得に対して賦課するが、突然の災害等で経済的な困窮を抱えている方もいることから減免制度の周知を行うと共に、保険料滞納時の措置で収納相談を受ける中、必要に応じ、関係課へ連絡し支援する。	事例発生時の適切対応	市民課
相談を受ける中において、潜在的な自殺リスクの高い方々を専門の相談窓口で紹介する。	事例発生時の適切対応	市民課
差別や人権侵害に起因する自殺がないよう、人権相談などで関係機関と連携を図る。	事例発生時の適切対応	市民課
多重債務等のトラブルを抱える市民に対し、適切な相談処理を行うことで自殺リスクの軽減に努める。	事例発生時の適切対応	市民課
消費者被害の実例や相談窓口の周知を図る。	情報発信回数	市民課
受講者が、消費者被害に関する知識を習得することで、消費者被害や多重債務に起因する自殺リスクを軽減できるよう、消費者教育を推進する。	講座開催回数	市民課
民生委員・児童委員と連携して、地域で困難を抱えている人に気付き、適切な相談・支援を実施する。	事例発生時の適切対応	福祉課
犯罪や非行に走った人の中には、日常生活上の問題や、家庭や学校の人間関係にトラブルを抱えることが多く、社会に出てからでも自殺のリスクが高い方も少なくない。保護司が研修を行うことで、対象者が様々な問題を抱えている場合には、保護司が適切な支援先へつなぐ等の対応を取れるようになる可能性がある。	委員研修の実施回数	福祉課
講習会や研修会等において、自殺問題に関する情報等共有する。	事例発生時の適切対応	福祉課
問題を抱えていることが確認された場合は、関係機関へつなぎ、支援を行う。	事例発生時の適切対応	福祉課
老人ホーム入所手続きの中で、本人や家族等との接触の機会があり、問題状況等との聞き取り、必要に応じた適切な機関へつなぐことができるよう努める。	事例発生時の適切対応	福祉課
おむつ配布時や介護者からの問い合わせ時において、高齢者とその家族が抱える問題が確認された際には、関係機関へつなぎ支援を行う。	事例発生時の適切対応	福祉課

生きることの包括的支援事業一覧③

このページでは、自殺対策の本質である「生きることの包括的支援事業」を掲載しています。

事業は、「基本施策」、「重点施策」のどちらか一方、又はその両方に分類され、「●」で記されています。

No	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	事業名	対象者	事業概要
25				●		●					訪問給食サービス事業	おおむね65歳以上の独居もしくは虚弱高齢者のみの世帯などのうち、サービスが必要と認められる者	食事の支援を行うことにより、自立した食生活への改善と孤独感の解消を図り併せて安否の確認を行う。
26			●			●					高齢者はり、きゆう施術料助成事業	65歳以上の市民	はり・きゆう施術料の一部助成を行うことにより、高齢者の健康と保健の向上に寄与し、老人福祉の増進を図る。
27				●		●					在宅高齢者等緊急通報体制整備事業	65歳以上の一人暮らしで慢性疾患等を有し、かつ、住民税非課税である者	一人暮らしの高齢者等に緊急通報装置を貸与し、急病又は災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図り、福祉の増進を図る。
28				●							重度心身障害者医療助成費	障害者(児)、家族	重度の身体・知的障害者の医療費自己負担額の助成を行うもの。
29				●							特別障害者手当事業	障害者(児)、家族	在宅の精神又は身体に重度の障害を有する児童に対し障害児福祉手当を、在宅の精神又は身体に重度の障害を有する者に対し、特別障害者手当を支給するもの。
30				●							自立支援医療費	障害者(児)、家族	心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。
31				●							自立支援給付事業	障害者	障害者自立支援法に基づき、障害や心身の状況、利用する方のサービスの利用希望などに配慮しながら市が支給を決定する。
32				●							地域生活支援事業	障害者	障害者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営めるように、「地域活動支援センター」、「移動支援」、「意思疎通支援」、「日中一時支援」等各種の事業を行うもの。
33				●							ひとり親家庭医療費助成	ひとり親家庭の保護者及び子ども	ひとり親家庭等の医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭の生活及び福祉の向上を図るもの。
34				●				●	●		母子家庭高等技能訓練促進費等事業	ひとり親家庭の保護者	母子家庭の母に対して看護師等の資格に係る養成訓練の受講期間について、高等技能訓練促進費を支給することで、高等母子家庭の母の就職の際に有利であり、生活の安定に資する資格の取得を促進するもの。
35				●							乳幼児医療費・子ども医療費助成事業	18歳までの児童及び保護者	18歳までの児童に係る医療費を全額公費で負担し、子育て世帯の経済的負担軽減を図るとともに、子どもの健康の保持増進を図るもの。
36				●							子育て支援センター事業	乳幼児、保護者	就学前児童及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行い、安心して子どもを産み育てやすい環境を提供するもの。

基本施策	
1	地域におけるネットワークの強化
2	自殺対策を支える人材の育成
3	住民への啓発と周知
4	生きることの促進要因への支援
5	児童生徒のSOSの出し方に関する教育

重点施策	
1	高齢者に対する取組
2	生活困窮者に対する取組
3	被雇用者・勤め人に対する取組
4	子ども・若者に対する取組
5	ハイリスク者（自殺未遂者等）に対する取組

「生きる支援の視点」を加えた実施内容	評価指標	担当課
配食時や問い合わせ時において、高齢者の抱える問題が確認された際には、関係機関へつなぎ支援を行う。	事例発生時の適切対応	福祉課
高齢者向け相談機関の窓口一覧等のリーフレットをはりきゆう施術利用券と併せて交付するなど、高齢者への相談先情報等の周知に努める。	申請者数	福祉課
通報システムの設置を通じて、独居高齢者の連絡手段を確保し、状態把握に努めるとともに、問題が確認された際には、関係機関へつなぎ支援を行う。	事例発生時の適切対応	福祉課
①障害者の医療費に係る治療等に係る経済的負担を軽減することにより、自殺リスクの抑制に努める。 ②医療費の請求時に実情を確認し、自殺リスクの解消に努める。	申請者数及び申請件数	福祉課
在宅で生活する障害者及びその家族の経済的支援を行うことで、自殺リスクの抑制に努める。	申請者数	福祉課
障害者の医療費に係る治療等に係る経済的負担を軽減することにより、自殺リスクの抑制に努める。	申請者数	福祉課
①障害者が各種サービスを利用する際の事務手続きの過程で、困り事となっている問題点を把握し、自殺リスクの把握及び解消に努める。 ②障害者が希望する生活ができるよう効果的なサービスの提供を決定し、自殺リスクの抑制に努める。 ③サービス提供事業所からの情報収集に努め、自殺リスクの早期発見、早期対応に努める。	支給決定人数	福祉課
①一連の事務作業の中で、利用者の実情などを把握し、自殺リスクの把握及び解消に努める。 ②事業を有効に活用し、障害者の自立支援、社会参加を促すことで、自殺のリスクを抑制する。	支給決定人数	福祉課
①ひとり親家庭は、仕事と子育ての両立が困難で、貧困に陥りやすいため、経済的負担軽減を図り、自殺のリスクを抑制することとする。 ②現況届等の事務手続きの際に生活状況等を確認し、自殺の早期発見に努める。	事例発生時の適切対応	福祉課
①ひとり親の自立目的職業訓練等に係る費用を助成することで、自殺のリスクの抑制に努める。 ②給付金の手続きの際等、生活状況等を確認し、自殺の早期発見に努める。	申請者数	福祉課
①経済的な理由から受診を控えることが無いよう、経済的な負担軽減を図り、自殺リスク抑制に努める。 ②窓口での申請時に生活状況を確認し、自殺の早期発見に努める。	事例発生時の適切対応	福祉課
①育児に悩んだり、話し相手がいなかったりする保護者が集い交流することで、自殺のリスクの軽減に努める。 ②事業の委託先と連携し、利用者のうち、育児や家庭状況の悩みで自殺のリスクを抱えている保護者の早期発見に努めることとする。	事例発生時の適切対応	福祉課

生きることの包括的支援事業一覧④

このページでは、自殺対策の本質である「生きることの包括的支援事業」を掲載しています。

事業は、「基本施策」、「重点施策」のどちらか一方、又はその両方に分類され、「●」で記されています。

No	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	事業名	対象者	事業概要
37				●					●		利用者支援事業	児童、保護者	子どもとその保護者、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施し、子育てしやすい街づくりに寄与するもの。
38				●					●		ファミリー・サポート・センター事業	児童、保護者	児童の預かりの援助を受けたい者と援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整及び会員への研修等を行うことにより、地域における育児の相互援助活動を推進するもの。
39				●					●		保育所等入所児童措置費	児童、保護者	特定教育・保育施設に対し、施設型給付費及び委託費を支弁するもの。
40				●					●		児童扶養手当費	児童、保護者	ひとり親家庭で養育される児童の保護者に対して、手当を支給することで、児童が養育される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するもの。
41				●					●		放課後児童健全育成事業	児童、保護者	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全な育成を図るもの。
42	●			●					●	●	子どもを守るネットワーク機能強化事業	児童、保護者	児童虐待等により支援が必要な児童の保護を図り、また、家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図ることを目的とするもの。
43				●					●		婦人保護事業	DV等被害者	配偶者及び交際相手からのDV相談及び被害者の保護を行うもの。
44				●		●	●	●	●	●	生活保護法施行事務	被保護者及び要保護者	生活保護法に基づき8種類(生活・住宅・教育・生業・医療・介護・葬祭)の扶助を実施。
45	●			●					●		生活困窮者自立相談支援事業(ホームレス対策分除く)	生活困窮者	自立相談支援事業
46				●					●		生活困窮者自立相談支援事業(住宅確保給付金)	生活困窮者	住宅確保給付金
47				●					●	●	生活困窮者就労準備支援事業(生活困窮者世帯の子どもに対する学習支援事業)	市内の中学生	子どもに対する学習支援事業

基本施策	
1	地域におけるネットワークの強化
2	自殺対策を支える人材の育成
3	住民への啓発と周知
4	生きることの促進要因への支援
5	児童生徒のSOSの出し方に関する教育

重点施策	
1	高齢者に対する取組
2	生活困窮者に対する取組
3	被雇用者・勤め人に対する取組
4	子ども・若者に対する取組
5	ハイリスク者（自殺未遂者等）に対する取組

「生きる支援の視点」を加えた実施内容	評価指標	担当課
①子どもの発達過程における悩みに対応し、自殺リスクの軽減・抑制に努める。 ②事業の委託先と連携し、利用者のうち、育児や家庭状況の悩みで自殺のリスクを抱えている保護者の早期発見に努めることとする。	事例発生時の適切対応	福祉課
①事業の委託先と連携し、利用の過程において悩みを抱える保護者の発見、早期対応に努める。 ②事業を有効に活用することを促し、育児のストレスの軽減を図り、自殺の抑制につなげる。	事例発生時の適切対応	福祉課
保育所等と連携し、育児や家庭環境等の悩みをもつ自殺のリスクを抱えるの保護者の情報を共有し、自殺予防の早期対応に努めることとする。	事例発生時の適切対応	福祉課
配偶者との離別・死別により自殺のリスクが高まる場合があるため、手当の申請時や現況届の際に生活状況を確認し、自殺の早期発見に努める。	事例発生時の適切対応	福祉課
①保護者の仕事と子育ての両立を支援し、自殺のリスクを軽減する。 ②事業の委託先と連携し、子どもの状況や保護者の状況を確認し、自殺のリスクを抱える保護者の情報を共有し、自殺予防の早期対応に努める。	対象児童数	福祉課
①児童虐待に悩む児童の自殺リスクを抑制するため、児童虐待の早期発見、対応に努める。 ②家庭児童相談員が、学校・保育所等を定期的に訪問し、自殺リスクのある児童や、その家庭環境の情報収集に努め、自殺の早期対応に繋げる。 ③学校、保育所等から家庭の状況等で自殺のリスクのある家庭の情報を収集し、自殺の予防対応に努める。	事例発生時の適切対応	福祉課
①配偶者・交際相手からのDVに悩む被害者の相談に対応し、自殺リスクの軽減に努める。 ②DV被害者の安全と生命を守り、精神的な苦痛による自殺を防ぐため、警察や関係機関との連携を図り、母子生活支援施設等での保護等、自殺のリスクの抑制に努める。	事例発生時の適切対応	福祉課
「健康で文化的な最低限度の生活の保障」と「自立の助長」を目的とする。	保護件数及び保護廃止件数	福祉課
①生活困窮者の尊厳の保持 ②就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた包括的・早期的な支援 ③地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備	ハローワークによる支援登録者数	福祉課
離職等により住宅を失った生活困窮者等に対し、家賃相当の「住宅確保給付金」を有期で支給する。	利用者数	福祉課
生活困窮家庭の子どもへの学習支援を行い、貧困の連鎖を予防する。	支援実人員数	福祉課

生きることの包括的支援事業一覧⑤

このページでは、自殺対策の本質である「生きることの包括的支援事業」を掲載しています。

事業は、「基本施策」、「重点施策」のどちらか一方、又はその両方に分類され、「●」で記されています。

No	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	事業名	対象者	事業概要
48				●						●	がん検診 (女性がん検診以外)	40歳以上の市民	各種がん検診(女性がん検診以外)を通じて、がんの予防及び早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させる。
49				●						●	がん検診 (女性がん検診)	20歳以上の女性	女性がん検診を通じて、がんの予防及び早期発見の推進を図ることにより、がんの死亡率を減少させる。
50	●					●	●	●	●	●	地域巡回相談会	市民	一般社団法人パーソナルサービス支援機構と連携した相談会を開催し、必要に応じた支援につなげる。
51	●	●									健康づくり推進協議会	協議会委員	保健事業の企画等の審議を行い、市民保健の向上を図る。
52				●		●		●			特定保健指導	40歳以上の国保	特定健診を受診し、メタボリック症候群の基準に該当した方へ、保健指導を行い、健康増進を図る。
53	●			●		●		●			家庭血圧計 フォローアップ教室	40歳以上の市民	健康チェックを受け、希望で家庭血圧計を借りた方々に健康教室を実施し、血圧の安定を図る。
54				●						●	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	生後4ヶ月までのすべての乳児	生後4ヶ月までのすべての乳児に対し、母子保健推進員、保健師等が家庭訪問を行い子育てに関する情報の提供、乳児及びその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ助言、その他の援助を行う。
55				●						●	妊産婦・新生児訪問	すべての産婦・新生児	助産師、保健師等が妊産婦、新生児の訪問指導を行う。
56				●						●	母子手帳交付	すべての妊婦	妊婦に対し、妊娠中の健康や生活についての相談・指導を行う。
57			●	●						●	母子相談	妊産婦及びすべての子どもがいる家庭	妊娠、出産、子育てに関する相談に対し保健師、栄養師、歯科衛生士等が相談・指導を行う。
58	●			●						●	妊婦健康診査 妊婦歯科健康診査 産婦健康診査	すべての妊産婦	妊婦健康診査、妊婦歯科健康診査、産婦健康診査を委託医療機関で行う。(妊婦健康診査14回、妊婦歯科健康診査1回、産婦健康診査2回)

基本施策	
1	地域におけるネットワークの強化
2	自殺対策を支える人材の育成
3	住民への啓発と周知
4	生きることの促進要因への支援
5	児童生徒のSOSの出し方に関する教育

重点施策	
1	高齢者に対する取組
2	生活困窮者に対する取組
3	被雇用者・勤め人に対する取組
4	子ども・若者に対する取組
5	ハイリスク者（自殺未遂者等）に対する取組

「生きる支援の視点」を加えた実施内容	評価指標	担当課
①問診において、対象者が問題を抱えていることが確認された場合は、関係機関へつなぎ、支援を行う。 ②がん検診の結果、がんの指摘を受けた方への追跡を行い、精神的な落ち込み等へのフォローを行うことで、「生きることの阻害要因」の軽減に努める。	事例発生時の適切対応	保健課
①問診において、対象者が問題を抱えていることが確認された場合は、関係機関へつなぎ、支援を行う。 ②がん検診の結果、がんの指摘を受けた方への追跡を行い、精神的な落ち込み等へのフォローを行うことで、「生きることの阻害要因」の軽減に努める。	事例発生時の適切対応	保健課
一般社団法人パーソナルサービス支援機構と連携した相談会を開催し、必要に応じた支援につなげる。	開催回数	保健課
委員に対し、本市自殺対策計画の周知や、関連リーフレット配布等を行い、自殺対策における関係者の意識醸成を図る。	開催回数	保健課
対象者の生活習慣の課題について改善のアドバイスを行い、疾病の予防を図る。	保健指導実施率	保健課
健康教室において、参加者の体調把握を行い、循環器系の重大な疾病の予防、早期発見を図る。また、健康相談を行い、必要に応じて関係機関との連携を図る。	開催回数	保健課
子育てを含む様々な悩みや不安を傾聴し、必要な情報提供を行います。また、養育環境等の把握を行うことで、それぞれの課題に応じた支援へつなげる。	事例発生時の適切対応	保健課
妊娠期から産後、新生児期に訪問を行うことで産後うつや育児ストレスの相談・助言を行い、早期に適切な支援へつなぐとともに、各機関と連携を図る。	訪問件数	保健課
妊娠の経緯や家族背景等について面談を行うことで、妊娠中からハイリスク者の把握をするとともに、保健師等による支援へつなげる。	事例発生時の適切対応	保健課
相談の場面において保健師等による専門職における相談、助言を行うことで不安の軽減を図るとともに、ハイリスク者に対し適切な支援機関へつなげる。	相談件数	保健課
健診費用の助成を行うことで経済的な負担の軽減を図り、結果について医療機関と連携を図ることでハイリスク者への早期支援を図る。	事例発生時の適切対応	保健課

生きることの包括的支援事業一覧⑥

このページでは、自殺対策の本質である「生きることの包括的支援事業」を掲載しています。

事業は、「基本施策」、「重点施策」のどちらか一方、又はその両方に分類され、「●」で記されています。

No	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	事業名	対象者	事業概要
59				●					●		乳幼児健康診査	乳幼児(3ヶ月、6-8ヶ月、1歳、9-11ヶ月、1歳6ヶ月、2歳、2歳6ヶ月、3歳、5歳)	各対象に応じた発育・発達等の健康診査(歯科健診、フッ素塗布を含む)、相談、指導を行う。
60				●					●		言語相談 心理相談	心身の発達に不安のある乳幼児および不安を感じている保護者	言語聴覚士、心理士、保健師による個別の相談を行い、必要に応じて医療機関等の紹介を行うなど保護者の子育ての支援を行う。
61	●			●					●		乳幼児巡回相談事業	市内すべての保育園幼稚園に通う乳幼児とその保護者など子育てに関わるもの	母子相談や健康診査などで生活環境等が十分把握できなかった児や園生活の中で気になる子どもなどについて、関係者間で情報交換を行い、心理士等による専門的な助言を行う。
62				●					●		産後ケア事業	生後3ヶ月以内であり、かつ家族等から十分な家事及び育児などの支援が受けられない産婦。	退院直後の母子に対しての心身のケアや育児のサポート等を行い、子どもを生き育てやすい体制の整備を図る。
63				●					●		離乳食教室	離乳期にあるすべての乳幼児およびその家族	各発達段階に応じた、食材、形態、調理方法等について実際の調理を通して学ぶとともに、栄養士、歯科衛生士、保健師等による子育てに関する相談指導を行う。
64				●					●		ママパパ学級	すべての妊婦およびその家族	安心して出産を迎えられるよう、妊婦およびその家族に対し、保健師等による相談指導を行う。
65				●					●		親子教室	就園前の発達に不安のあるすべての幼児およびその保護者	遊びをとおして親子関係や社会性、コミュニケーションの広がりを育てるとともに、心理士、保健師等による相談を行う。
66				●					●		特定不妊治療費助成事業	特定不妊治療以外では妊娠の見込みがない、または極めて少ないと医師に診断された夫婦で、市の独自の交付要綱を満たすもの。	不妊に悩むご夫婦の精神的・経済的負担の軽減を図るため、体外受精や顕微授精の治療を受けられたご夫婦に治療費の全部または一部を助成する。
67	●			●					●		未熟児養育支援訪問及び院内面談	2500g未満で出生した児及びその家族	2500g未満で出生し、入院治療が必要と医師が認めた児に対し必要な医療の給付を行う。また、退院後支援が必要な児に対し退院前に医療機関および保護者と面会し情報の共有や支援についての協議する。
68			●	●		●	●	●	●	●	精神保健(普及啓発)	市民	こころの健康づくりをテーマにこころと身体の健康について普及啓発を図る。 ・講演会の開催 ・広報誌、ホームページ等での広報
69	●			●					●		精神保健(関係者連絡会)	精神疾患患者又はその疑いのある者	関係機関間で定期的に情報共有を図り、適切な支援につなげる。 ・垂水市精神保健福祉定例会

基本施策	
1	地域におけるネットワークの強化
2	自殺対策を支える人材の育成
3	住民への啓発と周知
4	生きることの促進要因への支援
5	児童生徒のSOSの出し方に関する教育

重点施策	
1	高齢者に対する取組
2	生活困窮者に対する取組
3	被雇用者・勤め人に対する取組
4	子ども・若者に対する取組
5	ハイリスク者（自殺未遂者等）に対する取組

「生きる支援の視点」を加えた実施内容	評価指標	担当課
子ども発育発達、育児環境等の確認を行うことで、虐待予防・ハイリスク者への早期把握につなげるとともに、必要に応じ適切な支援機関へのつなぎ及び連携を図る。また、未受診への連絡、訪問を行うことでハイリスク者へのえ早期発見支援につなげる。	事例発生時の適切対応	保健課
専門家による発達の相談を行うことで、保護者の不安や精神的な負担の軽減を図り、専門機関と連携を図りながら支援を行う。	相談件数	保健課
乳幼児健診等でのフォロー児や園生活で気になる子どもの情報交換を行うことで、関係機関(保育園、幼稚園等)と連携が図れ、ハイリスク児、およびハイリスク家庭への早期支援、継続支援を行う。	事例発生時の適切対応	保健課
産後は育児への不安、疲労等から、産後うつリスクを抱える危険性があることから、出産直後の早期段階から助産師等の専門家が支援・助言等を行うことで、それらのリスクの軽減を図り、関係機関との連携を図る。	事例発生時の適切対応	保健課
子どもの食を通して、専門家が子どもの発育発達や育児に関する悩みや不安に対する相談助言指導を行うことで不安等の軽減を図る。	事例発生時の適切対応	保健課
妊娠、出産、育児に関する不安や悩みに対し専門家による相談助言を行うことで、不安の軽減を図る。また、ハイリスク者に対しては関係機関と連携し早期支援を図る。	事例発生時の適切対応	保健課
親子のふれあいを通して、参加者やスタッフ間で保護者の悩みの共有を図り、専門家による相談助言を行うことで、保護者の不安や精神的な負担の軽減を図り、専門機関と連携を図りながら支援を行う。	開催回数	保健課
治療に関する問い合わせや申請時に、不妊に関する悩みや不安に対する相談助言等を行う。	相談件数	保健課
保護者の受け止め方、不安等に対し医療機関と連携し、支援を行う。また、届出時や退院前に保健師による面談を行うことで相談助言及びハイリスクの把握と適切な機関へつなげる。	相談件数	保健課
こころのセルフケアや身近な方への支援の内容を盛り込んだ講演とすることで、自殺リスクの軽減や支援者の増加を図る。	講演会回数及び広報回数	保健課
精神障害を抱える方とその家族は、生活の中で様々な困難を抱えていることが多く自殺リスクの高い方も少なくないことから、関係機関との連携を図り、当人や家族を包括的・継続的に支えていくことで、リスクの軽減に努める。	開催回数	保健課

生きることの包括的支援事業一覧⑦

このページでは、自殺対策の本質である「生きることの包括的支援事業」を掲載しています。

事業は、「基本施策」、「重点施策」のどちらか一方、又はその両方に分類され、「●」で記されています。

No	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	事業名	対象者	事業概要
70			●		●					●	思春期保健事業	市内中学生 高校生	思春期世代への性教育事業として、いのちの大切さについて普及啓発を図る
71			●	●						●	自死遺族等への支援事業	自死された方の親族、 同僚、友人等	自死遺族等の心のケアのために相談機関の 広報を実施するとともに相談体制を整える。
72				●		●					介護給付サービス	サービス利用者及び その家族等	介護サービスの提供
73				●		●					介護相談	高齢者及びその家族 等	介護保険認定申請等に関する相談
74				●		●					地域ケア会議推進事業	65歳以上の市民	支援が必要な高齢者等について多様な関係 者で課題解決の検討を行い、地域でその人ら しい生活の継続を支援するとともに、共有され た地域課題を地域づくりや政策形成に結びつ け、地域包括ケアの推進に取り組みます。
75	●	●				●					認知症サポーター養成講座	市民	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指し て、認知症についての正しい知識を持ち、認 知症の人や家族を応援する認知症サポー ターを養成する。
76				●		●					認知症家族の会の開催	市民	認知症の人やその家族から相談等あった場 合、専門的知識を生かした相談支援を行う 為、包括支援センターが行う認知症患者の家 族の会、介護事業が行う家族の会に出席。
77			●	●		●			●		認知症カフェ	市民	認知症の家族がいる方や、認知症に関心 のある方、介護従事者など、地域で認知症に関 心を持つ住民が気軽に集まれる場を開設す ることにより、気分転換や情報交換のできる 機会を提供する。
78				●		●					介護予防・日常生活支援総 合事業	要支援者	通所型サービス、訪問型サービス
79	●	●				●					地域リハビリテーション活動 支援事業	事業所	地域における介護予防の取組を機能強化す るために、通所、訪問、地域ケア会議、サービ ス担当者会議、サービス担当者会議、住民主 体の通いの場等へのリハビリテーション専門 職等の関与を促進します。
80	●					●	●	●	●	●	肝属郡医師会垂水医師班例 会	垂水医師班会員	地域医療の円滑な推進を目的とし、協議、情 報共有を行う月1回の例会 (年12回開催)

基本施策	
1	地域におけるネットワークの強化
2	自殺対策を支える人材の育成
3	住民への啓発と周知
4	生きることの促進要因への支援
5	児童生徒のSOSの出し方に関する教育

重点施策	
1	高齢者に対する取組
2	生活困窮者に対する取組
3	被雇用者・勤め人に対する取組
4	子ども・若者に対する取組
5	ハイリスク者（自殺未遂者等）に対する取組

「生きる支援の視点」を加えた実施内容	評価指標	担当課
思春期世代に、いのちを大切に思う心を育むことによって、自殺リスクの軽減に努める。	開催回数	保健課
身近な方を自殺によって失うことは深刻な精神的ストレスを抱えることになるため、専門的な相談機関を周知し、市としても必要に応じて相談体制を整える。	広報回数	保健課
介護は当人や家族にとって負担が大きく、深刻な結果をもたらす危険もある。その中、介護サービスの提供は、介護にまつわる問題を抱えて自殺のリスクが高い住民との接触機会として活用し得ることから、介護サービスの提供を通じて当人や家族の負担軽減を図ることで、自殺リスクの軽減を図る。	事例発生時の適切対応	保健課
介護は当人や家族にとって負担が大きく、深刻な結果をもたらす危険もある。その中、介護保険認定申請等の相談にあたり、介護にまつわる諸問題について相談機会の提供を通じて、家族や当人が抱える様々な問題を察知し、支援につなげることは自殺対策（生きることの包括的支援）にもつなげる。	事例発生時の適切対応	保健課
地域の高齢者が抱える問題や自殺リスクの高い方の情報等を把握し、地域ケア会議等で共有することで、自殺対策のことも念頭において、高齢者向け施策を展開する関係者間での連携関係の強化や、地域資源の連動につなげていくことに努める。	開催回数	保健課
①認知症の家族にかかる負担は大きく、介護者の心身に不調をきたすおそれもある。 ②サポーターにゲートキーパー研修を受講してもらうことで、サポーターがそうしたリスクの早期発見と対応等、気づき役としての役割を担えるようになる可能性がある。 ③認知症への理解を促進することにより、患者本人や、介護家族の社会的孤独を予防する。	開催回数	保健課
支援者同士の交流機会の提供により、支援者への支援の強化を図る。 介護疲れによる精神的・肉体的ストレスを緩和する。	開催回数	保健課
認知症の当事者やその家族のみならず、介護従事者が悩みを共有したり、情報交換を行ったりできる場を設けることで、支援者相互の支え合いの推進に寄与する。	開催回数	保健課
65歳以上の方を対象に住み慣れた地域で暮らし続ける為に、必要な通所・訪問サービス等を提供し、支援を行うことで、本人の望む生活を実現し生きることの促進につなげる。 困りごとを支援することで、閉じこもり、うつによる社会的孤立を予防する。	サービス申請数	保健課
各種専門職のスタッフへのゲートキーパー研修等により、支援対象の高齢者の抱える問題や異変を早期に察知し、適切な機関へとつなぐ等の対応の強化に努める。	実施回数	保健課
垂水医師班に対し、本市自殺対策計画の周知や、本市の現状報告を行うと共に、自殺対策の具体的な連携を図るための取組を協議する。	実施回数	保健課

生きることの包括的支援事業一覧 ⑧

このページでは、自殺対策の本質である「生きることの包括的支援事業」を掲載しています。

事業は、「基本施策」、「重点施策」のどちらか一方、又はその両方に分類され、「●」で記されています。

No	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	事業名	対象者	事業概要
81	●			●		●	●	●	●	●	公害・環境関係の苦情相談	市民	住民から公害・環境に関する苦情や相談を受け付けるとともに、問題の早期解決を図る。
82			●			●		●			農林課座談会及び経営所得安定対策事業申請受付	農業者	①市内数箇所の会場で農林課所管の支援事業の紹介 ②事業等に対する質疑、意見交換 ③経営所得安定対策事業申請希望者の受付
83			●			●		●			資金調達、融資の相談	農業者	①農業制度資金の紹介 ②各金融機関の紹介
84				●		●		●	●		農業者年金事務	農業者	農業者年金に加入している被保険者の相談・支援を行っている。
85			●	●				●			商工振興資金利子補給事業	商工会員	商工業振興資金を借り入れた者に対して、借入の初年度に限り利子の一部を補助する
86			●	●				●			両漁協との連絡調整業務	水産業者	様々な事業を通じて漁協から情報提供を受け、各種課題把握を行う。
87				●			●				市営住宅管理事務	市営住宅入居者	市営住宅の管理事務を行う。
88				●			●				水道料金徴収業務	水道料金滞納者	水道料金の徴収及び収納事務・滞納管理(給水停止執行等)
89					●				●		教育大綱の策定	子ども・若者	教育振興基本計画の策定
90					●				●		学校図書館活用事業	児童生徒	学校図書館司書を配置し、学校図書館の活用を図る。
91	●	●		●	●				●	●	スクールソーシャルワーカー派遣事業	小・中学校児童・生徒・教職員・保護者等	児童生徒の置かれた様々な環境へ働きかけ支援を行うスクールソーシャルワーカーを、不登校や問題行動等を抱える児童生徒の学校や家庭に派遣し、相談や関係機関、地域とつなぎを行い、支援する。

基本施策	
1	地域におけるネットワークの強化
2	自殺対策を支える人材の育成
3	住民への啓発と周知
4	生きることの促進要因への支援
5	児童生徒のSOSの出し方に関する教育

重点施策	
1	高齢者に対する取組
2	生活困窮者に対する取組
3	被雇用者・勤め人に対する取組
4	子ども・若者に対する取組
5	ハイリスク者（自殺未遂者等）に対する取組

「生きる支援の視点」を加えた実施内容	評価指標	担当課
住環境に関する住民からのトラブルや苦情相談の際に対象者が何らかの問題を抱えていると思われる場合には、適切な関係機関を紹介し、支援する。	情報提供件数	生活環境課
事業の中で自殺対策に関する啓発資料の配布と説明	資料配布枚数	農林課
農業制度資金の種類や窓口となる金融機関を紹介する	相談件数	農林課
高齢世代から若者世代の農業者について、農業者年金の申請手続き(若い農業者の申請手続きの支援)や加入している農業者の相談・支援をすることで現在抱えている問題や将来への不安や悩みの緩和に努めている。	事例発生時の適切対応	農業委員会事務局
融資の機会を通じて、企業の経営状況を把握するとともに、経営難に陥り自殺のリスクの高まっている経営者の情報をキャッチし、適切な支援先へとつなげる。 啓発資料の配布と説明	資料配布枚数	水産商工観光課
補助事業等の機会を通じて、水産業者の経営状況を把握するとともに、漁協と一体となった相談に対応することで、経営難に陥り自殺のリスクの高まっている経営者の情報をキャッチし、適切な支援先へとつなげる。 啓発資料の配布と説明	資料配布枚数	水産商工観光課
市営住宅の入退居手続又は家賃滞納整理事務の中で、何らかの問題を抱える方に対して必要に応じて他機関へつなぐ等の対応に努めます。	事例発生時の適切な対応	土木課
自殺リスクを背負っていると感じられる水道料金滞納者に対して、滞納整理中に必要に応じて他機関へつなぐ等の対応に努めます。	事例発生時の適切対応	水道課
子ども・若者の自殺対策に関する内容を「教育振興基本計画」にも反映させることにより、より実効性を高めることができる。	教育振興基本計画の改定	教育総務課
学校の図書室スペースを利用し、9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間時に、「いのち」や「心の健康」をテーマにした展示や関連図書の特集を行うことで、児童生徒等に対する情報周知を図ることができる。	実施回数	教育総務課
児童生徒の置かれた様々な環境へ働きかけを行うスクールソーシャルワーカーを、中学校を中心として、必要に応じて小学校へも派遣することで、教育相談体制の整備・充実を図り、積極的に福祉課や関係機関とつなぐことにより、児童生徒や保護者、教職員を支え、よりよい地域社会の形成に努めます。	派遣回数	学校教育課

生きることの包括的支援事業一覧⑨

このページでは、自殺対策の本質である「生きることの包括的支援事業」を掲載しています。

事業は、「基本施策」、「重点施策」のどちらか一方、又はその両方に分類され、「●」で記されています。

No	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	事業名	対象者	事業概要
92		●		●	●			●	●		スクールカウンセラー派遣事業	小・中学校児童・生徒・教職員・保護者等	いじめや不登校、問題行動の対応に当たって、臨床心理士による専門的なカウンセリング等により、教育相談体制の充実を図る。
93				●	●				●		特別支援教育支援員設置事業	特別な支援を必要とする児童生徒	LDやADHDなどの発達障害等も含めて特別な支援を必要とする児童生徒が十分な指導・支援が受けられるよう、必要に応じて学校に支援員を配置し、学習環境の整備・充実を図る。
94	●	●			●			●	●		<県の事業> 子どもの心のSOS相談事業	小・中学生 教職員	SNSを活用した相談・通報事業(中学校・高等学校対象)の普及・啓発やSOSの出し方に関する教育の周知を図る。
95		●						●			人権教育研修会	市役所職員・教育委員会事務局職員(係長職以上)、小中学校職員、その他希望者	社会教育における人権教育の充実を図り、同和問題をはじめとするすべての人権問題についての正しい理解と認識を深める。
96			●		●					●	視聴覚ライブラリー	小・中学校、保育園等	生涯学習社会の構築に向けて、より効果的な学習活動を推進するために、時代の変化に対応した地域における教育メディア利用の推進を図る。
97	●	●	●		●						青少年育成	小・中学校等	青少年を取り巻く状況の変化に伴い、市内児童生徒が節度ある生活・健全な生活を送り、健全育成を図るとともに、各関係機関との連携を行う。 ①青少年問題協議会の開催 ②校外生活指導連絡会補助金交付 ③青少年の非行防止、健全育成を図るための事業(◎街頭補導◎電話相談窓口を設置◎青少年健全育成のため広報啓発活動(補導センターだより、非行防止チラシ等)
98	●					●				●	たるみず学校応援団	小・中学校、地区公民館、地域住民	学校のニーズに応じて、地域住民、団体の豊かな経験・技術を生かし、ボランティア活動をすることで、学校の教育活動をいっそう充実させるとともに、地域住民の方々の生きがいづくり・地域活性化につなげる。
99			●	●	●						家庭教育学級	幼稚園、小・中学校の保護者等	家庭教育の重要性の啓発を図るとともに、子どもの発達段階における教育の課題を学習して家庭の教育力の向上を目指し、学級生(保護者)の情報交換の場とすることを目指す。
100			●			●	●	●	●	●	図書館事業	市民	住民の生涯学習の充実としての読書環境の充実・お話し会等の開催など、教育・文化サービスの提供
101	●	●								●	救急救命士養成・研修及びメディカルコントロール体制の推進	消防職員	①救急救命士及び救急資格者の養成 ②救急業務高度化のための病院実習 ③地域MC協議会での各種プロトコル作成の作業 ④事後検証体制の実施

基本施策	
1	地域におけるネットワークの強化
2	自殺対策を支える人材の育成
3	住民への啓発と周知
4	生きることの促進要因への支援
5	児童生徒のSOSの出し方に関する教育

重点施策	
1	高齢者に対する取組
2	生活困窮者に対する取組
3	被雇用者・勤め人に対する取組
4	子ども・若者に対する取組
5	ハイリスク者（自殺未遂者等）に対する取組

「生きる支援の視点」を加えた実施内容	評価指標	担当課
中学校を中心に、児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識及び経験を有する臨床心理士をスクールカウンセラーとして派遣することで、いじめや不登校、問題行動等の解決に資する助言・援助等を行います。	派遣回数	学校教育課
①特別支援教育支援員を配置することで、LDやADHDなどの発達障害も含めて特別な支援を要する児童生徒の教育的ニーズに応じて、生活や困難を改善するための適切な指導及び支援を行い、生き生きと学校生活を送ることができるようにします。 ②他の児童生徒や保護者に対して、援助や声かけのモデルとなり、啓発を図ることで、誰もが生きやすい社会づくりに貢献します。	配置日数	学校教育課
県教育委員会が、夏休みとその前後に期間にSNSを活用した相談や通報ができる窓口を設置し、そのアクセス方法を学校に周知することで、誰の目も気にすることなく相談・通報できる環境を整え、悩んでいる中学生をサポートします。また、小学校も含めてSOSの出し方に関する教育を管理職研修会や文書等で普及・啓発することで、悩みの対処法や相談スキル等を高めます。	周知実績	学校教育課
一人ひとりがお互いの人権を尊重し、偏見や差別のない社会の実現に向けての意識を高め、個人を尊重することによって自殺問題の解決を図る。	開催回数	社会教育課
小・中学校、保育園等を対象とした出前講座に自殺問題対策を盛り込んだり、視聴覚ライブラリー教材などを活用した情報提供や周知、理解の促進を図る。	実施回数	社会教育課
①青少年問題協議会を他の青少年関係機関会議と合同で開催し、広く青少年層の抱える問題や自殺の危機に関する情報を共有してもらうことで、実務上の連携の基礎を築ける可能性があることから、働きかけを行います。 ②街中の徘徊など、一見すると「非行」と思われる行動が、実は青少年にとっての「SOS」である場合も少なくないことから、研修会等の際に、青少年の自殺の現状と対策（生きることの包括的支援）について情報提供や周知を行うことにより、青少年向け対策の現状と取組内容について理解を深めていきます。 ③電話相談窓口において、自殺をほのめかす内容については、迅速な対応に努めます。	開催回数	社会教育課
地域学校協働活動をととして、地域住民と学校のネットワークを強固にし、幅広い経験を持つ高齢者などから知識や技術を子どもたちに伝えることで、子どもたちの見守りと高齢者の生きがいにつなげていく。	事業拡充状況	社会教育課
各学校で行われている家庭教育学級において、自殺問題対策を盛り込んだ講座などを開くよう指導していく。	開催回数	社会教育課
図書館と連携し、自殺対策強化月間や自殺予防週間などで関連図書の特設コーナーを設置したり、情報収集・情報提供を行う。	①特設コーナー設置実績 ②情報収集実績	社会教育課
救急救命士及び救急資格者の養成研修において、自殺者及び自殺未遂者への対応方法を学び、受入医療機関及び関係機関と情報共有を図り、適切な救命処置並びに救急搬送に努める。	事例発生時の適切対応	消防本部

